

| | |
|---|--|
| 令和2年9月15日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日) | |
| 出席議員 (9名) | 2番 大川 徹也 3番 原 直弘 4番 吉田 豊 5番 田中 静雄 6番 原田 希 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 寺崎 太彦 10番 中山 五雄 |
| 欠席議員 (1名) | 1番 鈴木 千春 |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名 | 町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 会 計 管 理 者 橋 本 真 美 総 務 課 長 三 好 浩 之 まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘 財 政 課 長 坂 井 忠 明 危 機 管 理 対 策 監 弥 永 正 一 建 設 課 副 課 長 高 島 真 幸 産 業 課 長 兼 日 高 泰 明 住 民 課 長 扇 智 布 由 農 業 委 員 会 事 務 局 長 税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 生 涯 学 習 課 長 小 川 成 弘 教 育 委 員 会 事 務 局 長 中 島 洋 文 化 課 長 宗 雲 英 則 |
| 職務のため 出席した 事務局職員 | 議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 事 松 田 望 |

議事日程 令和2年9月15日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

| 順位 | 議員名 | 質問事項 |
|----|---------|--|
| 5 | 3番 原直弘 | 1. 障害のある人に対する施策について 2. 新型コロナウイルス感染症に伴う支援について 3. 中心市街地活性化事業について |
| 6 | 8番 大川隆城 | 1. 水害対策について 2. 外記のため池整備の進捗について 3. 鎮西山再整備事業の進捗はどうか |
| 7 | 6番 原田希 | 1. 中心市街地活性化事業について 2. 鎮西山再整備計画について 3. 消防団の充実について |
| 8 | 2番 大川徹也 | 1. 社会福祉協議会の運営補助について 2. 役場職員採用について 3. 不登校及び不登校傾向にある児童等への施策について |

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

3番原直弘君よりお願いします。

○3番（原直弘君）

皆様おはようございます。3番原直弘でございます。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

質問事項は大きく分けて3点でございます。

まず1点目は、障害のある人に対する施策についてということで、質問要旨としてグループホーム等の整備について質問を挙げております。

この件につきましては、武廣町長の選挙公約としてグループホームの建設を進めることを掲げてありましたので、昨年12月定例議会において同様な趣旨の質問をしております。その際、グループホームの建設について、町長から前向きな答弁をいただき、また健康福祉課長からは障害をお持ちの方の保護者の意見や考えを重視して進めていく旨の答弁をいただいております。

また、現在策定が進んでいる第6期障害福祉計画においても、国が示す障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方として、グループホーム等の充実ということが示されております。よって、グループホームの整備について、今後の進め方についてお尋ねしたいと思います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に伴う支援についてということで、質問要旨として支援策の拡充についてお尋ねしたいと思います。

これまで町独自の支援策を実施されていますが、今まで行われてきた支援策は一定の評価をされる町民の方がおられる一方で、町民に対して直接的な支援が少なく不満であるなどの声も多くの方々からお聞きしております。今回、一般会計の補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として約240,000千円を計上されておりますので、その内容を含めて、今後の支援策の拡充についてお伺いしたいと思います。

3点目は、中心市街地活性化事業についてということで、質問要旨として現在の進捗状況と今後のスケジュールについて質問を挙げております。

この事業につきましては、L A B V方式での実施ということで、今年6月に民間事業パートナーの募集をされ、16者3グループの計23の事業者が参加されることになったようです。この参加者の決定以降の進捗状況と今後の事業の進め方についてお尋ねしたいと思います。

以上、3点でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、障害のある人に対する施策について、質問要旨、グループホーム等の整備について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。原直弘議員の質問事項1、障害のある人に対する施策について、要旨1、グループホーム等の整備についてに関して答弁をいたします。

現在、当町には障害者グループホームが存在しないため、グループホームの利用を希望される方は近隣市町の施設を利用するか、遠方のグループホームを利用されるか、いずれかの

手段により対応せざるを得ない状況にあります。住み慣れた町に続けたいといった要望がありながら、安定した住環境の場を確保できていない状況にあります。

平成27年度よりグループホームの整備を応援するために、ガバメントクラウドファンディングを実施しました。これまで障害者には生活の場を確保し、就労の場と結びつけ、ひきこもり者や不登校の児童・生徒には地域でのサポート体制を充実し、障害者やひきこもり者が社会に関わるきっかけづくりを支援するために賛同いただいた皆様の寄附金をもとに、当町が目指すべきまちづくりに合致する意欲のある事業者へ支援を行いたいと考えているところでございます。

以上、原直弘議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

先ほど申したように、昨年の12月の議会で、課長のほうから保護者の方の考えや意見を聴いて進めていきたいということだったんですけど、これまでの経過状況を教えていただいてもよろしいですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの保護者様との協議の現状といたしますか、経過はという御質問だったと思います。

3月に保護者代表の方と2回話し合いをさせていただきました。また、6月には親の会の皆様と意見交換会、今現状の子供さん方のお姿や、また今後希望されること、困ったことについてお話をさせていただいた経緯がございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、課長のほうから3月に代表様と2回、あと6月に親の会のほうと意見交換会ということでお伺いしました。このグループホーム等の整備を進めていく上で、当然やっぱりそういう声を実際障害をお持ちの方の父兄さんの意見を十分反映させていくことが環境的によろしいかと思っておりますので、これからも家族の方々との話し合いを定期的に進めていただけたらよりよい環境ができるんじゃないかと思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思っております。

引き続き、ちょっとお聞きしたいんですけど、今回、うちのほうがやったグループホームの整備について、本議会の予算で12,017千円を計上されているんですけど、この用途についてよろしかったらお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

あと、その前に、親の会との継続した会合ということで、それも回答をお願ひしたいと思っております。

○健康福祉課長（江島朋子君）

まず、親の会様との協議についてですが、こちらについては継続的に協議を行っていき、具体的な話に進めば、その内容についてもいろいろ御教示をいただきたいなと思っております。定期的な話し合いの場を持ちたいと考えているところでございます。

それから、今回、補正予算案で12,000千円強の計上をさせていただいておりますけれども、この使途についてということですが、当町の現在の案といいますか、上峰町グループホーム等の施設整備費の補助金ということで計画をしております。内容としましては、社会福祉の推進を図るために、社会福祉法人等の団体が上峰町において行うグループホーム等の施設整備に関する経費に対して補助をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今の経費の使途については、また補正予算の審議のときに詳しく聞きたいと思います。

今までグループホームの建設について町のほうに相談とか話とか聞かれた状況があれば教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまグループホームについての御相談等があったかという御質問ですが、現在、共同生活援助というグループホーム関係の施設を利用されている方が町内に16名いらっしゃいます。その都度、更新ですとかサービスの利用については福祉介護係の窓口で対応しておりますので、相談といいますか、利用についての申請ですとか、グループホームに入れなから困っているというような御相談は今のところありませんが、随時対応させていただいている現状がございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、私質問したのが、利用者じゃなくて事業者の方がそういった話に来られたのかなということちょっとお聞きしたので、再度御回答をお願いいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

失礼いたしました。事業者様からの御相談ということでございますが、現在、事業所様からの御相談はあっているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今あっているということでお聞きしたんですけど、内容的に聞いてもなかなか今まだその業者の名前も公表できない段階だと思いますので、ちなみに、そこがグループホームを建設にまで至るということになれば、町としてもいいんでしょうけど、なかなかグループホームの建設についても大きな費用が、資金がかかるということで、ちょっと考えますので、できたら多くの事業者さんに上峰町の進出について考えてもらう方向で考えると、今度の予算が通れば、広報的に外にお知らせとかをしたほうがいいんじゃないかと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

多くの事業者様に参加をしていただければという御質問だったかと思ます。

今回、予算案の承認をいただいた後の補助金交付と申しますか、事業の流れの案でございますが、予算措置をしていただいた後に、補助金等交付要綱の整備を公表いたしまして、その後、ホームページ等による公募をしたいと思っております。その後、審査をさせていただき、事業所様の選定のほうに移りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

補助金を通った後の広報については、大体理解いたしました。

最後に一つ、今回このグループホームの運営ということで調べますと、運営している法人の中には社会福祉協議会が障害者のグループホームを運営しているところもあったんですね。それで、うちの町社会福祉協議会においてもB型就労支援施設ふれあいかんを運営されているので、よく言う就労の場と生活の場との連携強化ということで、その面からすると、社会福祉協議会でグループホームを運営することも一案ではないかと思はうんですけど、その点について何かありましたらお答えをお願いいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

運営の法人について社会福祉協議会も該当するのではないかと申すところの御質問だったかと思ます。

社会福祉協議会の推進を図るためのこの目的について、社会福祉法人等の団体が町で行うグループホームが対象となっておりますので、それについては、行う事業としては当町社会福祉協議会も対象の事業者とはなると考えてはおります。ただ、今後のことについて社会福祉協議会が、私どもが公募を行った際に申請をされるかどうかについては、社会福祉協議会で判断をされるものと思ます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

実際、社会福祉協議会のほかの事業所が来られても、建設に至るまではなかなかちょっと難しいと思はうので、社協の運営ということも頭にとどめていただいて、それも考えて、ゆくゆくグループホームの建設に進んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

この質問については、これで終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の2番、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、質問要旨、支援策の拡充について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

おはようございます。原直弘議員御質問の質問事項2、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、要旨1、支援策の拡充について答弁させていただきます。

議員から質問がありました答弁と重複する内容がありますが、答弁させていただきます。

今定例会に補正予算計上しております支援策につきましては、町民全員に5千円のクーポンを発行して、町内のクーポン取扱店として登録された店舗及び事業所で利用できるクーポン事業の取組を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮しまして、非接触型の取組としてコロナ禍での生活の応援便とした商品の発送を計画しております。

また、ハコミネ町民市につきましては、現在、農産物及び商品の販売について支援しているところですが、お弁当や惣菜などのテイクアウトについても再度販売支援していくことで予算計上しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響がどのようなところに出ているか、今後とも情報の把握に努め、上峰町の支援策を検討し、実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは、原議員の質問事項2、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、要旨1、支援策の拡充についてという質問につきまして答弁いたします。他の議員から同様の質問がございましたので、同様の答弁となりますことを御了承ください。

住民課からは、国の第2次補正予算によります新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金としまして、保育所等において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、保育所等に配布するマスク、消毒液等の卸、販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費の補助を町内幼児教育・保育施設の3施設に行う予定をしております。

また、国の特別定額給付金の対象にならなかった令和2年4月28日以降に生まれた乳児を対象にした町独自の給付金を検討しており、12月に予算の補正を行う予定でございます。

以上で原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

まず、住民課のほうからお尋ねしたいと思いますが、今、国が新型コロナウイルス対策の一環で特別定額給付金ということで、対象者が4月27日時点で住民基本台帳に記載された住民ということになっていたのですが、今のお話からすると、それ以降の人も対象にするというこ

とで考えますけど、これについては6月の議会で私もそういう旨のお願いをしたわけなんですけど、実際そういうことで12月議会で予算計上を行うということで今回答がありましたので安堵している次第でございますけど、この件に関しまして一、二点質問をしたいと思いません。

まず1点目は、金額のことなんですけど、国の特別定額給付金の流れを踏襲するならば、金額については国の給付金と同額の100千円で進んでいるのかどうか。もう一つは、2点目は最終対象日ですね。4月28日だけど、最終の該当の人をどこまでにするかという話なんですけど、全国的には大体同学年を対象にするということで第1弾が決まっているようですが、本町の場合はどういった方向に進められるのかどうか、2点お伺いしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの原議員の金額につきましても、対象の該当者の範囲に係る御質問だったかと思えますけれども、予算的なことですか、またどこまで対象にするかというところに関しましても、まだ決定はしておりませんで、これから協議をしまして、内部のほうで決定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、金額についても対象者についてもまだ決まっていないということだったんですけど、ぜひ不公平感がないように、いつも言っているんですけど、不公平感がないような施策を取っていただきたいというのが私の願いですので、できるだけ不公平感がないというと、同じ学年とか国と同じの給付金の額とか、そういった方向でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「答弁、すみません」と呼ぶ者あり）

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの不公平感がないような対応を取っていただきたいというような御意見だったかと思えますけれども、今後検討していく中でそういったことを参考とさせていただき、国の支援の動向等も見ながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、給付金の件についてはよろしくお願ひいたしたいと思えます。

1つ、産業課のほうにお尋ねなんですけど、今回、補正予算ということで追加のコロナウイルスの対策事業補助金ということで上げていらっしゃるんですけど、この補助金については5月18日の臨時議会においても160,000千円程度計上されておりましたけど、この補助金の今現在の実績ということでお尋ねしたいと思えます。休業支援金と応援給付金だったと思

います。それぞれ業者の数と全体の支給金額ですね、それぞれを教えてくださいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

まず、応援給付金でございますが、応援給付金につきましては、現在80事業者で、支出が約20,000千円ほどでございます。

次に、休業支援金でございますが、事業者ただいま24業者で、約7,000千円の交付を出しております。

この応援給付金、休業給付金につきましては以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと今実績をお聞きしたのが、今回、同様な補助金を本議会で上程されていますけど、実際休業給付金は、最初の5月の臨時議会での予算の補足説明のときに30業者、13,000千円、応援給付金については200業者の146,000千円、ちょっと今お聞きしますと、応援給付金については大分、初め見込んだ業者との格差もあるし、予算額も20,000千円しか使われていないんで、今のところ120,000千円ばかり余っているんですけど、それでなおかつ、本議会に追加の予算をされているんで、実際どういった形で今の5月に計上されている予算を使われるのかどうか、今度の補正予算との兼ね合いですね、その辺をお伺いしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘のところでございますが、応援給付金につきましては、申請が10月末までというふうなこともありまして、まだ申請を受付中でございます。予算につきましても事業者の見込みで、減収につきましてはの把握ができませんものですから、概略的なところで予算計上しておる、ちょっと特殊なケースと思うような予算でございます。

もちろん、この予算につきまして執行をかけたまま余りました、また残りました経費につきましては、この応援給付金のところの事業残につきましては、ほかの対策事業で使うなり、適正なところで予算の組替えを行い、執行していくところですが、申請内容等を私たちも見ますと、大きいところからの減少申請があまり上がってきていない状況がつかめるかというふうなところで申請を見て思っているところでございます。

先ほど申しましたとおり、申請月につきましても10月末までというふうなところもありますし、今後、もちろん予算が残りましたら、ほかのほうに組み替えるでありますとか、また新しい支援策を考えるというふうなことで執行してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今ちょっと課長の説明で1点、2点、前回の臨時議会に計上された160,000千円の内容説明では、応援給付金、休業支援金と、それに伴う商工会の事務費ということで説明があつて

おりますよね。それは間違いないということで確認したいと思います。

ともう一つが、実際今、ハコミネ市が開催されていますけど、弁当などは補助金については町のほうから直接補助金ということではなかったようなんですけど、今実際開催されている肉を主体とした商品が売られているんですけど、これはどの補助金が、町の補助金が使われているかどうかの確認をしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、当初、予算承認いただきました経費の内容につきまして、説明しました応援給付金と休業支援金、あとハコミネでの物品販売につきましても、販売促進事業というふうな形で当初の臨時議会で承認いただきました予算の中で30,000千円を計上しまして執行しております。

内容としましては、応援給付金で111,450千円と休業支援金で13,100千円と、ハコミネで30,000千円というふうな内容でございます。

ハコミネの執行状況につきましては、現時点で、まず予算30,000千円を見込んでおるところの25,000千円の執行で、議員御質問いただきました今現在のハコミネでの販売促進事業のほうをやっておるところでございます。

また、テイクアウト、惣菜等の支援につきましては、創生室のほうで10,000千円で事業を行ったわけで、この事業については終了しておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちなみに、今ハコミネで30,000千円使っているということは対策事業補助金ということで理解したんですけど、臨時議会の説明では応援給付金200業者、146,000千円、休業支援金約30業者、13,000千円、商工会の事務費628千円、それで全てを足して臨時議会に計上されたわけですね。その説明はなかったと、今ちょっとそういうことでのお話があったんですけど、実際予算が通った後にそういった形になったのかどうか、勝手にそういう認識で使われたのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと時系列が確かかどうか分かりません。全員協議会をきっとさせていただいて、その資料を議員の皆様方にも披瀝させていただいたと記憶しておりますので、その資料をまず用意させていただければと思っております。

その時系列については、産業課長のほうから答弁をいたします。

○産業課長（日高泰明君）

ハコミネでの予算化につきましては、学校給食での取り入れということで、上峰産のタマネギを学校給食で使うというふうなところで、全員協議会の後に私ども上峰小学校に行きまして、セレモニー等を行ったところでございます。

その中で、販売促進事業ということで、ハコミネでの販売もこの販売促進事業の一環でありまして、タマネギも同じく販売促進事業の中でやったところでございます。この販売促進事業ということで、皆様には説明させていただいたというふうに記憶しておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、時系列を調べるということで、確かな日付がまだ回答になっていないんですけど、自分も持った全員協議会の資料があるんですけど、5月8日には仮称でハコミネ町民市ということで実際上がっているんですけど、予算的にの説明があったかどうか確認していませんけど、実際、時系列が5月8日に全員協議会があって、ハコミネの話があったんですけど、その後の5月18日の臨時議会においては、その感染症対策事業補助金の予算の説明が応援給付金、休業支援金、プラス商工会の事務費ということで、一切ハコミネ町民市の話がなかったんで、今詳しく聞いているんですよ。実際、説明がなかったら、ほかのことに使用することは通常できないと思うんですけど、その点をお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

議員おっしゃいますのは、議案審議の中で休業支援金と応援給付金についてのやり取りがあったのみで、質疑がなかったことに対する答えがされていないという意味でしょうか。もしそういうことであれば、議事録上は確かにそのようになっております。

ただ、このハコミネ町民市をやるということについては、議員の皆様方に了解をもとにしていう認識が確かなところでありますので、私は事務的な資料の、またやり取りの調査を今しておりませんが、この予算の組み方が非常にこのコロナ禍において臨機応変な対応が必要という議員の皆様方の特段の御配慮をいただいて、全員協議会という開催で今後、支援対象者について拡充することについても御了解をいただいていたと思いますので、それがちょっとそういう対象者が増えることについても、またハコミネ町民市に拠出する公金についても了解がなされていないという認識は私はなかったものでございます。

今、議員がおっしゃる議会での議事録上のやり取りのところを御指摘であれば、私はそのように理解するところでございます。

○3番（原 直弘君）

今、答弁がありましたけど、当然町民市というのは全員協議会でもお話があったんですけど、5月8日があって、ハコミネ町民市の話があって、もう5月18日の予算の組みのときは全然その話はなくて、全て応援給付金が146,000千円、休業支援金が13,000千円、商工会の事務費が620千円、それを合わせたのが臨時議会に計上されたわけですね。そのときにハコミネ町民市が幾ら使いますという話だったら、当然協議会と合うんですけど、協議会の後に議会があった答弁がそういうふうにハコミネ町民市がなかったから、どういった予算の使い

方をしているんだというか、当然説明が議会の議場でもあるべきだったんじゃないかということでお伺いしているんですよ。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃる内容がよく分かりました。

今の発言を整理しますと、要するに全員協議会でハコミネ町民市については説明をしている、そのときに30,000千円相当という額を言ったかどうか確かめが必要ですが、そういうハコミネ町民市があることは前提として、上がってきている予算について、事項要求で枠予算だというような理解も私はあったというふうに思っています。その中で、執行は現計予算からやっていくということを経済的コンセンサスを得ていたという理解でありましたけれども、事項要求で枠予算を取っていて、コロナ対応でどんどん対象事業者を拡充するという中にあって、その予算を充用していくというような理解がなかったんじゃないかというふうにお思いだということですね。

そういう意味で言いますと、全員協議会でどのように説明をしていたかが重要だと思っております。我々は予算のないところでハコミネ町民市を大々的に言うことはあり得ませんし、予算が裏打ちがあって初めてハコミネ町民市を拡充するということができるものだと思っておりますので、そのやり取りが議事録上あるか、あるいは全員協議会上の発言で、我々のメモ等をここで休憩をいただければ、しっかりと把握し、御披瀝したいというふうに思っております。

○3番（原 直弘君）

私は町民市の開催についてとやかく言うんじゃないんですよ。この予算を組んで、そして議会に計上して、その説明がハコミネ町民市がなかったと、しかしながら、執行部の考えは、その中に町民市が入っていたという考えであれば、予算上げた後に、内容的に自分たちはこういう考えだったということで、どんどん違う事業というか、されるわけですよ。その辺をきちっとしたいから、今回この一般質問でお伺いしたいんですけど、今、休憩をとということだったので、事実確認をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。執行部のほうから暫時休憩をお願いしますということですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午前10時14分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

お諮りいたします。ただいま日高産業課長から一般質問における発言について、発言の取消しと会議録からの削除をしたいと申出がありました。この申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、日高産業課長からの発言の取消しと会議録からの削除の申出を許可することに決定いたしました。

○産業課長（日高泰明君）

先ほど原議員の一般質問の中で、ほかの議員を誤って同僚議員と発言してしまいました。この発言について、発言の取消しと会議録からの削除をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（中山五雄君）

日高産業課長からの発言の取消しと会議録からの削除を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。日高産業課長からの発言の取消しと会議録からの削除は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

一般質問の質問事項の2番から要旨の支援策の拡充についてということで、執行部の答弁から求めます。

○町長（武廣勇平君）

大変貴重なお時間を議長様をはじめ、議員の皆様方におかけしたことをまずおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

先ほど控室でお話をさせていただいたとおりでございます。議員の皆様方には適宜今後も全員協議会等でしっかりと情報、連絡をさせていただきながら、このコロナ対応、努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今後も情報を密にして議会とのやり取りをやっていただきたいと思います。

続いての質問ですが、町の応援給付金なんですけど、先日の同僚議員からの質問もあって、

執行部の答えは農業者は対象になっていないということだったんですけど、当然、新型コロナウイルス感染による影響を受けている方は商業者のみじゃなく、農業者の方も当然受けているわけですよね。なぜ農業者を対象にしないか。これについては国の感染症対策の給付金についても対象業種が飲食店とか飲食業とか小売業、漁業、当然農業も入っているわけですよね。どうして町の給付金については農業は対象外になされたのか、お伺いしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の農業者に対するところで応援金の対象にしていないのはなぜかという御質問と捉えて答弁させていただきます。

応援給付金につきまして、もちろん他のところからの応援給付金に対します要望というふうなところもありますが、農業関係団体からの応援給付金に対する要望としましては、現段階では出ていないところでございます。

また、応援給付金の対象となりますような要望でございまして、やはり年間の売上高が半減したでありますとか激減したというふうな数字の根拠を基に要望書のほうも作成して提出される場所であると思います。もちろん、農業者のどのくらい減収になったかというふうなところにつきましては、今後出てくるところで対応することも考えておるところでございまして、今後、農業者の方についても拡充について、もちろん要望書の提出等もあるかと思いますが、そういったところで数字を把握しまして対応していきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

行政の在り方としては、それはおかしいのかなど。今回、コロナ禍により多大な影響を受けている方は全国民ですよね。そして、商売されている方、製品を生産される方、農業をされている方、当然行政はそういうのを踏まえて施策として上げるべき、要望書が出てきたらしますということちょっと理解したんですけど、そういった行政の在り方はないと思いますけど、いかがですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、ちょっと言葉足らずのところもあったかと思えます。私どもが要望書により把握したいというふうなことでございまして、また、私たちの数字の捉え方につきましても、現状で私たちの範囲の中で、どの方が、どういった業種がどの程度の減収があつておるかというふうなところの把握がなかなかできないものでございまして、そういったこともあつて要望書によるところで数値の把握をさせていただきたいと。

また、現状でこのコロナ禍のところも収まりがついているところ、またこれから拡大していくところもありますので、そういったところも含めまして、農業関係につきましても情報

を収集し、また関係各所からの声を聴きまして対応していきたいというふうなことで答弁するところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

農業者の状況を要望書とかで把握したいということでの回答だったんですけど、何ですかね。実際、農業者の方もコロナで影響を受けている方いらっしゃるんですね。そしたら、そういった形で要望を受けなければいけない行政であれば、まず一番初めの補助金を設定する上で、当然農業者の方にもこういった形での方向で進めていくというか、そういう考えているんで、どうですかという話で、当然広報的、広報ですよ、こういった広報の形になるか知らないんですけど、その情動的なものをお伝えしなきゃいけないでしょう。多分農業者の方で、役場に電話したという方もいらっしゃるんですよ。でもこの給付金が農業者に対応していないということで、単に、ああ、そうということで諦めた方もいらっしゃるんですよ。そういった方を拾うというのが——拾うというか、そういった方たちの声をお聴きするのが当然行政なわけでしょう。そしたら、要望を取る前にそういった声が上がっているなら、行政としてそういう声を上げてもらうような手段とか段取りとか当然必要だと思うんですけど、いかがですか。

○産業課長（日高泰明君）

御指摘のとおり、今後とも農業者からの声を聴き、そういったところで施策を立ち上げて対応していきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちなみに、今、給付金としては、予算額、応援給付金なんですけど、146,000千円の200業者に対して、今80業者で20,000千円ですよ、使われたのは。10月いっぱい期限だとしても、これから給付金、当然給付金もらいたいという人は困っている方ですよ。そしたら、こういう施策があったということはいち早くもらいたい人がいらっしゃるわけですよ。後々126,000千円ぐらいの余りを、来られるかどうか分からないんですけど、常識としてはたった1か月ぐらいの締切り期限に来られるはずないでしょう。ということは、やっぱり農業者の方もそういった形で、実際、役場の方がここに該当していないということであれば、声は当然届かないですよ。だから、届かせるように具体的な施策をちょっと今のこの段階で言っていたきたいと思いますので、お願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

これやり取りが少ししっかり伝わっていないところがありますので、お伝え申し上げたいと思いますが、農業を営んでいる方々の今回の所得の減少率というのがほぼないと、米、麦、大豆に限って言いますと。ということが前提にあり、我々としましては、農業者の方々の、

例えば、肥育さんとかタマネギ部会については、佐賀県が要望を受け取って、減収が明らかでありますので、対応をまず即座にすると同時に、例えば、大町町がやっているような再生産をするための予算等の組立てを一時期考えていたところがありました。逆に言うと、議会からの提案も受けて、種子について野菜ものの助成をしたらどうかという御提案があったこともこの議場でございましたけれども、そういう50%減収というものに対する応援給付金というものだと、農業者の皆様方にしっかり対応ができないんじゃないかというような懸念があったのは事実であります。よって、応援給付金事業を対象を農業者にすることはもちろん今後考えていくにしろ、恐らくなかなか対象者がいないんじゃないかというようなことが予測されます。実は生産組合、農業委員会の会長等ともお話をしながら、そしたら、要望が出すような具体的な声を聴かせていただく機会をつくるような段取りに今なっております、そうした中で、いただく本当に必要な施策を講じて、今後に臨んでいきたいと。ただ単に応援給付金を対象を広げるというだけでなく、本当に必要な部分に必要な施策を届けたいという視点で今考えてございます。

○3番（原 直弘君）

私が思うに対象者がいるいないにかかわらず、そういう施策を公平的にするのが行政じゃないかということだと思っています。特に、今日の質問の前に昨日も同僚議員からの質問の答えの中で——あっ、今日だったかな、とにかくこの応援給付金の対象者に売上規模の360未満も検討しているということだったんですけど、今のままじゃ農業者は入っていないわけですね。ということは、裏返せば商業者だけ対象を広げると。ますます農業者を冷遇するような施策に走るんで、なおさら、強い口調でこれの農業者、たとえ一人でもいらっしゃるなら、そういう施策の対応をしていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

ただいまおっしゃられたことに、私、先ほどの答弁につけ添えて申し上げたいのは、農業者に対する施策は有効であるべきだと思いますし、おっしゃるように、全事業者を対象にしたいところではありますが、心がけていたのは一事業者からの要望だけでその事業者、その人に対して予算を考えてはいけないというふうな思いでいました。やはり部会単位で御要望いただいたということであれば、我々としてもその部会全体として公平さを担保できるということでもございましたので、特に農業者の場合は生産組合という単位が一番ありがたいなと思っておりましたので、いろいろやり取りをこの間して行って、御要望の段取りをつけていただけるようなことで今は聞いております。この事業者さんが言われたから、この応援事業を組み立てるというのではなく、看板業であったり、精肉業界であったり、それこそ肥育部会であったり、タマネギ部会であったり、あるいは各商工会の青年部さんであったり、そういう何と申しますか、互助的な活動をされている単位でいただくことを念頭にしていたところがございます。農業者については、生産組合等からしっかりとお話を聴く機会を設

けていければと考えてございます。

○3番（原 直弘君）

とにかく農業者の方も、それ以外の方もコロナ禍で大変な状況の中なんで、できるだけ皆様方の意見を網羅しながら、それをたたき台として、こういった応援給付金につなげていただきたいと思います。

もう一つが、ちょっと今の要望書的なもので、5月18日の臨時議会にこの給付金の分が補正されたんですけど、それ以前に商工的かな、商工的の関係者から要望書が出ていたということで認識していいですかね、その要望書の関係の流れからすると、そういった理解かなということだと思いますけど、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

そのとおりでございます。文書でもらったのは2回ございます。口頭では2回、それに加えてございます、その従前にでございます。（「日付を教えてください」と呼ぶ者あり）

○3番（原 直弘君）

そしたら、私の一般質問の間でいいんですけど、その日付を教えてくださいよろしいですかね。

○町長（武廣勇平君）

文書でいただいたのは9月2日でございます。直近のものについては9月2日でございます。

産業課長が答弁いたします。（「ちょっとすみません、その前に質問」と呼ぶ者あり）

○3番（原 直弘君）

私が聞きたかったのは、要望書の流れからして、要望書があつて、予算組みとかその内容を検討したという流れに、さっきちょっとなっていたと思うんで、5月18日の予算の補助金ですね、給付金とか、その前にあつたのなら、そういったのが正当化されると思って、ちょっとお聞きしました。回答は至急お願いします。

○町長（武廣勇平君）

申し訳ございません。商工会とのやり取りはかなり回数を重ねておりますが、当然5月18日以前にやり取りをしていると思いますが、今、日程がちょっとはつきりしません。後ほどお答えを差し上げてよろしいでしょうか。

○3番（原 直弘君）

そういうやり取りがあつたならば、当然農業者の方も、うち上峰町は農業者の方、それで耕作している人も結構いらっしゃるんで、そうすると、そういう商工だけじゃなくて、農業も頭にそういう話合いの場が必要だったんじゃないかと思います。

さっきの質問よろしいですかね、まだ。

○町長（武廣勇平君）

これは県の応援給付金とか休業支援金をなぞらってつくったところも背景としてございました。商業者については、最初からそういうやり取りに関わっておったものですから、その後、事業者単体で御要望されるという事業者もございましたので、それはいかななものかということで広く中間団体みたいな形で互助的な活動を繰り広げているところからの要望を対象にしようという、そういうじけいで進んできたわけでありまして。よって、全てがパーフェクトでないという御指摘は当たるかもしれませんが、我々としては、その都度、都度ベターな方法を組み立ててまいったところと考えております。おかげさまで、いろいろ事業者さんも今回、体系化できたといいますか、どういう業態がお困りになられているか、ピンポイントで分かるようになってきましたし、そういう中間組織についても構成がしっかりできてきたところでありますので、今後は議員が御指摘のように、しっかりと事業者のくまなく対応をしていく環境は整っているのではないかと考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

とにかく農業者以外についても、そういった形での声を拾い上げていただければよろしいかと思えます。

次の質問なんですけど、よろしいですか。

ハコミネ町民市なんですけど、町民の方からよくお聞きするのが、開催日が平日のみなので、行きたくても行けない。それは当然ですね、結構働いていらっしゃる方いらっしゃるんで。そして、あと上峰町のお金を使っているのに、何で町民以外も買うことができるのかなというのはあったんですけど、それはなかなか私もちょっと難しいと思うんで、上峰町民が優先して買えるようにするような形で何かできないものかというのが2つ目ですね。

あと、開催時間が今11時から1時半ぐらいまでなんで、その時間をもうちょっと広げていただきたいという声がありますので、改善すべきところはすべきじゃないかなと思うんで、その辺の考えをお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

ハコミネ町民市については、大変人気があるということで、いろいろな声をいただいておりますけれども、この町民市の対象者を町民に限定するというようなことになれば、今結構売れ残りが出ているというようなお店もあるそうでございます、売れ残りが出るということであれば、町民はもちろんですが、町外の方も買えているということだろうというふうに思いますし、あくまでも事業者支援という考え方で今回行っているというところで考えれば、このままの形で行っていききたいなと思っておりますが、今、原議員がおっしゃった優先的に買えるというのが、例えば、並ばなくても町民であれば優先列号というか、先に購入できるような状況をつくるということであれば、前、私が申し上げた受付のレーンを町民と町民以外

に分けるとかというようなことは可能だろうと思っておりますので、これが実施可能かどうか、直接私も各事業者さんにお伝えをしていきたいというふうに思っております。

また、開催時間については、ほかの商業者の事業者に影響を与えない範囲でやっているものと認識しておりますけれども、また予算の全体の枠というのもあると思いますし、より期間を延ばしてくれという御要望もいただいている中で、なかなか難しいのかもしれませんが、検討するように産業課長はじめ、産業界と話していきたいと思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

町の公費を使うんで、できるだけ消費者、特に町民の方を優先して、なかなか難しいとは思いますが、その辺の検討をある程度していただいて、町民市ができるだけ長く、皆さんに喜ばれるような形でお願いしたいと思っております。

ちなみに、ちょっと一つ、私が何か不満なのは、今度の感染症対策で今年5月に160,000千円ぐらい計上されて、今回予算として240,000千円ぐらい、この中で補足説明とかを併せると、事業者向けとか町民向け、そして町外の親類向けというか、これはちょっと新聞に出ていたんですけど、その中で事業者向けの補助金は5月の予算と合わせると約310,000千円ぐらいで、全体的比率からすると約8割弱ぐらいなんですよね。ということは、町民を直接対象とした支援金の補助金は、補助金全体の約2割程度しかないんで、今回の支援内容は、言い方は悪いんですけど、町民を軽視したものじゃないか、非常に偏ったものじゃないかということの見方もできると思うんですけど、その点についてお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

いわゆるハコミネ町民市の中にあるテイクアウト事業は、事業者のためでもあり、町民を対象にしているものでもあります。御承知のとおりだと思いますが。また、146,000千円の従前にいただいておりましたハコミネ町民市の総額については繰り替えて——失礼しました。応援給付金事業につきましては、ハコミネ町民市にも充用するという意味でいいますと、ボリューム的には事業者のみを対象にしているというようなことでは、きっとこれからなくなって、また全員協議会を踏まえて御説明していく必要があると思っておりますけれども、むしろ、今回のクーポンであったり、カタログギフトの予算と組み合わせれば、恐らくボリューム的には半分以上が町民向けのボリュームになっていくのではないかとこのように考えております。執行状況と着地率、これがどれぐらいになるかというのがまだ定かではありませんけれども、今後、我々が予想するのは住民向けの拡充をしっかりとやっていくと。これは考え方としては、やはり事業者が痛んでいると、このコロナで。始まりはそうだったはずですが。要するに景気対策をやっているんじゃないと、困っている50%以上減収した事業者を支えるという趣旨で始まっています。ところが、景気対策とかクーポンとかが始まってきて、経済対策もしなきゃいけないという趣旨で、昨今は住民の皆様方に対する経済の浮揚、ひいては事業

者にも返ってくるわけでありますが、そういう取組として経過しておりますので、入り口としては事業者が多く見えていますけれども、最終的には住民の皆様方にも予算が届くものだというふうに確信をしているところです。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、町長の答弁で町民市が住民の方も対象にしているということでおっしゃられたけど、先ほどの事前の質問で、町民だけじゃなく、町外の人も買えるということになれば、なかなか町民の方も買えないという声が実際あるわけですね。それで、今のただ単に何割、何割はということは、今の段階の執行部の説明である程度おわたったわけなんですけど、当然町民にそうやってできるだけ直接給付できるような形、先ほど町長は事業者向けで事業者が痛んでいると言われたんですけど、国のほうも特別的に100千円支給して、やっぱり国民の方も疲弊というか、そういう形で影響を受けているという形で事業者に対しても国民に対しても当然しているわけですね。そういう考えからすると、事業者も当然痛みがあるんですけど、町民の方も痛みがあるということで、できるだけ町民の方にもコロナ禍の影響を緩和できるような形の施策をお願いしたいと思いますけど、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

まさにクーポンはそういう趣旨のものかなと思っております。私が申し上げたかったのは、もちろんその時点で立ち上って返れば、私はそういう考え方になっていたんですけども、要するに50%減収し、この町から事業者がなくなってしまうと、経済の浮揚とか地域の活性化のための予算の効果というのは見られなくなってくるので、まず下支えをするところが始め、そこがしっかり支えられた後に町民の皆様方に経済対策をとという趣旨で商品券、あるいは現金給付、あるいはクーポン、いずれかの選択肢で考えていくべきだと考えておりました。そういう流れの中であって、今はやはり議員が強く主張されるように、住民の皆様向けの景気浮揚といいますか、そういった施策が必要だと思っておりますので、力を込めてこの分については実施できるように努力していきたいと考えてございます。

○3番（原 直弘君）

ぜひともよろしくお願いたしたいと思えます。

この項の最後の質問になりますけど、6月議会で肥育牛農家に対する支援ということで、国とか県とかあったんですけど、その話をしたときに、肥育牛の子牛の導入金についても、執行部から検討する旨の回答をいただいておりますが、どうなったのかお聞きしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の肥育牛の素牛に対する補助の導入でございますが、肥育の関係で素牛導入についても検討はしたところでございます。また検討中でもございます。

現在のところ、ハコミネ町民市での牛肉の販売で、販売促進というふうなことでの事業支援もしておりますし、また肥育されているところの事業状況もかんわして、今後、対応の検討はしていくところでございますが、現在についてはハコミネでの販売促進事業のほうでの事業展開のところと、肥育についてはいまだ検討中というふうなところで、今後の状況も踏まえまして、この点につきましても検討してまいりたいというふうなところで考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、課長のほうからハコミネ市での販売ということで回答があったんですけど、私が言うのはハコミネ市が当然上峰牛の生産農家が全部親牛を解体して売られているならそういった話が成り立つと思うんですけど、実際はそういう形じゃないと思うんですね。そうすると、子牛の導入は当然親牛になって出される、出して、今のところは親牛の値段がどんなになっているか分からないんですけど、例えば、下がっている時期に出された方についてはできるだけの支援をしなければならぬのかなと私は考えますけど、いかがですか。

○産業課長（日高泰明君）

ハコミネでの支援と申しましたが、町内で肥育牛をされておりますJAの肥育部会のほうから、もちろんハコミネで販売のほうをされているところでございます。もちろん、自分たちの牛肉だけでないところも、飼われていた牛でないところももちろん考えるところでもございますが、町全体としまして肥育部会で、町内で肥育をされている方たちに支援をしているというふうなところで捉えての発言でございました。もちろん素牛の出荷、どれくらいの減収があったかにつきましてもお話を聞いているところでございます。そういったところでも肥育部会のほうから提案なり、もちろんお話なりを聞いたところでもございますが、現在のところ、ハコミネで肥育をされております肥育部会さんのほうから直接的に販売促進というふうなところで事業展開をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、課長のほうから肥育部会が直接的に売っているという話があったんですけど、私が聞いた話によると、間接的にしか関わっていないということで聞いたんですけど、ちょっと私が聞いた人が間違っただのを言われたか、課長がそういう認識がなかったのか、その辺は確認したいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

ハコミネでのJA肥育部会の販売につきまして、JA肥育部会に販売促進事業の支援金というふうなところでお金を支出しておりますので、JAの肥育部会が販売されていると認識しております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そういうことでしたら了解いたしました。私も後日確認したいと思いますので、この項の質問はこれで終わりにします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

3番原直弘君からの質疑を行います。

質問事項3番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆さんこんにちは。原議員の質問事項3、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

6月10日に募集要項を公表し、6月25日に募集要項に係る事業者説明会を実施し、参加表明書の受付を7月31日に締め切りました。参加表明者は16者及び3グループであり、総数23者を受け付けております。

現在、参加表明者との対話期間になっており、それぞれの考え方や参画の仕方などを伺っております。当面のスケジュールとしては、10月に企画提案書の提出を経て、選考会によるパートナー事業者先行が行われます。11月頃には選考された事業者との共同開発協定を行い、共同開発協定締結を行い、12月頃に合同会社の設立となります。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今回、イオン跡地の無償譲渡に関して質問を行いたいと思います。

LABVに基づく合同会社の設立要件として、町が不動産の現物出資、そして民間事業

パートナーは現金の出資となっておりますが、現在のスケジュールでは合同会社の設立時期を、先ほど課長が申されたように、今年の12月頃を見込まれていますので、この合同会社の設立要件を考えると、町は不動産の現物出資、ここでは多分イオン跡地と町が買収した土地になると思うんですけど、そういうことになるわけなんですので、この時期までに多分イオン跡地の無償譲渡がされていなければならないと考えますが、その点についてお尋ねいたしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

手順につきましては、おおむね議員のおっしゃるとおりの手順を踏んでいく形になるだろうというふうに考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

次に、議会の関わりですね。今後の件なんですけど、PFI方式の場合においては、議会としては長期債務負担行為を行う際や契約締結に関する際など、議会の議決が必要だったかと思えますけど、LABV方式での議会の議決とか承認等はどの段階で必要なのか、教えていただけますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議決のタイミングということでございますけれども、出資というのが財産処分に合致するかと思えますので、出資のタイミングでは議決を有するだろうというふうに考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

これはちょっとイオン跡地の維持管理の件についてなんですけど、私は井手口地区で、よく区長さんとお話しするんですけど、やっぱり今イオン跡地の周辺の道路とか、中の尾団地に隣接する駐車場とか、樹木とか雑草が繁茂して、片やごみの散乱とかも見られて、通行の支障や環境の悪化となっていることから、実際、以前、区長さんが役場にお尋ねしたところ、イオンのほうに言うておくということだったんですけど、イオンの無償譲渡を前提としても、そんな長くもない期間ですので、よかったらイオンとの話合いのもとに、そういう管理を若干町のほうでできないだろうかということでお尋ねしますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

財物の所有等の概念に関する、帰属に関しましては、所有権であったり、占有権であったり、そういったところがあるかと思えますけれども、当面の間は当方のほうに所有権が移転するまでの間につきましては、イオン九州株式会社のほうにきちんと申し添えを行った上で、管理の執行を行っていただくように、こちらからも申し添えたいというふうに考えております。それ以降、当方に来た場合には、当方のほうで管理することになるだろうというふうに考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、課長の答弁ではイオン九州というか、そういうところをお願いするような形だったと思うんですけど、イオンの駐車場を分断する形で町道が通っているし、中の尾団地の町道に隣接する形で若干イオンの駐車場もありますので、町道に隣接して、向こうの敷地であるんですけど、歩道上にかぶってきているところは、よろしかったら町のほうでもお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

東側を通っている町道につきましては、町道管理のほうで恐らく何らかの措置がされるんじゃないかというふうに考えておりますが、敷地内を横断いたします道路につきましては、あれは町道ではなかったかというふうに認識しております。あくまでもイオン九州の所有される敷地内の管理内道路、いわゆる敷地という理解でございます。ですので、その敷地は所有者に対してそういう御意見が頂戴しているということを私どものほうからも申し添えをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

維持管理については、そういうふうに申し添えをしていただいて、よかったですということ、提案していただければ幸いなのかなということだと思います。

あと、昨日、同僚議員のほうから基本合意書はあるということでの答弁があったと思うんですけど、内容的に若干はしょってここで答えていただくことはできるのかどうか、ちょっとお願いしたいと思いますが。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

内容についての詳細をちょっとここでつまびらかに申し上げるわけにはいきませんが、昨日申し上げたとおり、譲る意思がある、それと上峰町としてはそれを受け取る意思があるという形での合意を形成しているところでございます。

ただ、中には守秘義務も条項として入ってございますので、内容については差し控えたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、基本合意書について守秘義務がある、そういう項目があるかもしれませんが、実際この合意書は町とイオン九州でなされたと思うんで、明らかに開示請求に該当する公文書じゃないかと思うんで、開示請求があった場合はその公文書、若干そういう守秘義務があるところは黒塗りでもいいんですけど、そういった公文書に該当して、開示請求に該当する公文書ということでの確認をしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員御推察のとおりでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

以上で3番原直弘議員の一般質問を終了いたします。

次へ進みます。

8番大川隆城君よりお願いします。

○8番（大川隆城君）

皆さんこんにちは。それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回もまた、これまで同様に水害対策について、まずお尋ねをしてみたいと思います。今回の議会におきましても、私を含め4名の議員さん方からこの関係については質問が出ております。ということは、それだけ緊急性の高い問題であり、深刻な問題であるということで、皆さん方、受け止めていただきたいと思いますと思っている次第でございます。

それでは、まず最初に、7月2日に町内の一級河川のしゅんせつ及び改修等について、県に陳情要請をされましたけれども、その後、具体的に県のほうから解答といえますか、お示しがあったのかどうかをお聞きしたいと思います。

また、その次に7月28日、今年もまた7月豪雨、大雨が降りました。その後の災害地区を巡回ということで、7月28日に合計8か所ほど巡回をいたしました。その中でも特に一級河川に関係する箇所をここに挙げておりますが、切通川の堤地区、道路陥没、また、切通川井手口地区の堤防越水、さらには、六地藏川左岸の護岸未整備地区について、その原因及び対応策についての県からの説明、示しがあったものかどうかを、まずお聞きをしてみたいと思います。

9月14日に気象予報を聞いておりましたところ、来月10月は、また台風が多く来るだろうと、また、それに加えて秋雨前線の影響で大雨が降るだろうという予想も示しがされておりました。やはり早く手立てをしないことには、そういう災害が再度また大きく発生する可能性もあるんじゃないかという心配をしますものですから、お尋ねをしてみたいと思っております。

3番目に、野間口地区の冠水防止のためのかさ上げした道路が、今年もまた冠水したそうです。私も実際行ってみました。また、避難所となっております前牟田学習等供用施設北側の道路、これまた7月の大雨の際にも冠水して通行不能でございました。こういうふうな避難地区においても、そこまで冠水で行けない、こういうことはどういうことかと、やはりそういうふうなことを解消するためには、前々から言っております、昨日は同僚議員からも

ありましたが、全体的な調査をし、そして、計画的な整備が必要だと毎回申し上げてきておりますが、このことについてどうお考えになるのか、お尋ねをしてみたいと思います。

大きく2番目、外記のため池整備の進捗について。

この件についても、以前から調整池機能を持たせるようにしたがいいということで申し上げてきておりましたが、先日、農政局、あるいは県のほうから説明にお見えになったと、その後の進捗については、いろいろお示しがあつておるかと思いますので、その進捗についてはどういうふうかをお聞かせいただきたいと思います。

また、それに加えて、この外記のため池は大字坊所一村会の方々が管理関係に従事をされていただいております。そういうものですから、この大字坊所一村会に対する説明、協議もされていると思いますけれども、その面についての進捗もどういうふうか、お尋ねをしてみたいと思います。

大きく3番目、鎮西山再整備事業の進捗はどうかということでお尋ねいたします。

補助事業認定も受けており、整備計画も確定したのではないかと思いますので、その進捗状況をお尋ねをしてみたいと思います。

以上3問、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、水害対策について、質問要旨の1番、7月2日に町内一級河川のしゅんせつ、改修について、県に陳情要請されたが、具体的な解答は示されたのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

皆様こんにちは。私のほうからは、大川隆城議員の質問事項1、防災対策について、質問要旨1、7月2日に町内一級河川のしゅんせつ、改修について、県に陳情要請されたが、具体的な解答は示されたのかという御質問に対しお答えいたします。

佐賀県管理河川しゅんせつ等の早期実施についてということで、7月2日に佐賀県東部土木事務所へ要望活動を行い、上峰町議会からは中山議長、振興常任委員長であります大川議員に御参加いただき、誠にありがとうございました。

さて、陳情要請に対して、具体的な回答は示されたのかという御質問ですが、回答につきましては、しゅんせつ、伐木を推進するために国の制度が創設されるなど、ようやく動きが出てきたところであり、適切に実施できるよう必要な予算確保に努めていきたいとお話をいただいております。

また、要望活動の中で費用負担にも言及したことにより、当町の強い思いを感じていただけたものと思っております。

以上、大川隆城議員の質問答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

先ほどは副課長から土木事務所のほうから予算獲得に努めていきたいという返事があったということでありますけれども、その予算獲得というのは、もう次年度にすぐ対応するための予算獲得なものか、その予算獲得に努めたいと言っても、すぐか、少し時間を置いてからかあるわけですから、私どもはもう上峰の今の現状がどうかということは、当然、現場も確認しているという話も聞いていますから、すぐだろうと思うけれども、その辺をもう一回、確認したいと思います。いかがですか。

○建設課副課長（高島真幸君）

予算確保についてということで、県のほうからどのような回答があったかということですが、担当レベルの話で大変申し訳ございませんが、補正予算であれば補正予算、次年度予算でやれば次年度予算に要求するというところでお話をいただいているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

やっぱり県が事業主体でしていただくわけですから、その決め事をどういうふうにするかは向こうさんが決められることだから、こっちはそれに対しての要望の度合いを強めなくちゃ、なかなか確保できんと思うわけですよ。

先ほどは、補正か次年度か、よく分からんみたいな形での答弁でしたからね、ぜひ催促といますか、確約を取らせてくれというぐらいの気持ちで催促をやってほしい。そうせんと、今いろんな町内の大雨対策、水害関係の被害が出ているのの一番根本原因は、やっぱり大きな川の下流部が泥がたまって流れない。また、そこにヨシとか雑木が生えて流れない、これが根本原因なんです。だから、それを早く取っ払うためにも、早く予算づけをしてもらわんと、影響は多大にあるということは、もう言うまでもなく御存じとは思いますが、やはりそれは行動として要求を強くやらんといかんと思うので、それをぜひやってもらいたいです。いかがですか。

○建設課副課長（高島真幸君）

要望活動につきましては、計画性が大事だと思っております。そのため、折に触れ県土木事務所のほうには働きかけを行っていきたく思っております。

また、東部土木事務所には、2市4町所管しておりますが、まずは上峰町のことを気に留めていただくように存在感を出していきたいと考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、折に触れて要望していくということでありましたが、そのくらいじゃ足りんと思えます。できるなら1週間に1回は必ず、どうですかぐらいやってほしい。そうせんと、要望度合いが届かないと思うんですよ。それはもう何でも一緒。何かでかそうと思えば、努力せん

といかん。そしたら、しつこくやる場合はしつこくやらんと間に合わんわけですよ。

ですから、折に触れてじゃ間隔が長過ぎる。だから、私が要望したいのは、1週間に1回でも東部土木事務所、あるいは県まで行ってでも、どうなったかというようなことで強く強く足しげく要望はしてください。そこまでせんと、なかなか予算は取れんとは、あなたがよく御存じやろう。なら、それを打破していかんばいかんもんですから、ぜひそれぐらいの意欲を持って要望要求を強くやってもらいたいということを要望します。あと一言お願いします。

○建設課副課長（高島真幸君）

折に触れというのがちょっと間隔が長いということでしたが、ちょっと1週間ということではできませんけれども、継続性を持って要望していきたいと思っています。努力します。

（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、切通川、堤地区の道路陥没、及び切通川、井手口地区堤防越水、さらに、六地藏川左岸の護岸未整備地区について、その原因及び対応策についての説明はあったのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

私のほうからは、大川隆城議員の質問事項1、防災対策について、質問要旨2、切通川、堤地区の道路陥没、及び切通川、井手口地区堤防越水、さらに、六地藏川左岸の護岸未整備地区について、その原因及び対応策についての説明はあったのかという御質問に対しお答えいたします。

まず、切通川堤地区につきましては、護岸裏の土砂が吸い出しを受けて流出し、陥没が発生しているとのことで、現地測量を実施、災害復旧事業の申請を予定されているとのことでございました。

また、井手口地区の堤防越水箇所につきましては、取付部を植生土のうによる復旧を予定していると伺っております。

また、六地藏川につきましては、昨年度の倒木時に河川断面加工のための伐木を実施されております。

また、大雨による土羽護岸が浸食されている状況も確認されており、当該箇所の護岸整備について、次年度の予算要求を予定されていると聞いているところでございます。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、3か所について、それぞれ答弁といたしますか、示しがあったということで、少しは安心しましたけれども、本当に最初の堤地区の関係は、まさかああいうところであんなに大

大きく陥没するとは思いませんでしたので、びっくりしておりました。これも当時、見て回ったときの確定的なことじゃないけれども、何かその根石の部分の魚の巣といったらいいかな——というやつがされとったところから崩れてじゃないかというような話もあったわけですけどね、それはそれとしてでも、これも早く復旧せんことには駄目で、災害復旧のあれですということ。

それと、次の井手口地区の堤防越水、これは昨年もやられた。そして、今年も復旧工事されて間もなく越水しました。現地、一緒に見に行っておるから御存じのとおり、今コンクリートを打設した南側の堤防裏側もずっと穴がほげたようにしていましたから、その辺もきちんと確認をされて、工事をされるものだと思いますが、実は昨日、現場へ行ってみました。そしたら、コンクリートを打設した上に土のうを1段、ずらっと並べられただけだったですね。

それで今度は周りの状況を見たら、やはり相変わらず川の河川内にヨシ、それとか雑木、そのまま何もされていない。6月の議会の折に森園課長とこの関係をやり取りしたときには、せめてその河川内のヨシとか雑木の伐採、まず手始めに伐採でもお願いをしてみたいというような話もあったけれども、そういう話が県のほうに届けられたものか、その辺をお聞かせください。

それと、六地蔵川の問題ですね、これも私も今回初めて知りましたが、上流部、下流部から護岸をしてきて、ちょうど40メートルぐらいかな切れとった。それで、そこがえぐれている。何でもこういうことをしとっとかいとびっくりしたけれども、今、次年度の予算をつけてやるということで答弁いただきましたので少しは安心しましたが、さっき言いました、まず河川内のヨシとかの伐採、あるいは雑木の伐採等ということで、多分県にはつないでもらっているかと思いますが、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設課副課長（高島真幸君）

河川内のアシ、ヨシ、竹などにつきましては、県のほうに写真つきで毎回要望のほうを行っておるところです。

以上です。

○8番（大川隆城君）

先ほどは毎回要望しているという答弁をいただきましたが、この関係について、昨日、同僚議員からの質問があった折には、今、中津隈地区が切通川の河川改修工事をやっているから、それを上流まで上ってくるのを期待するというか、待っておくというような答弁がありましたね。しかし、今の中津隈地区から越水地区まで、河川改修上ってくるのには、あと何年ぐらいかかりますか。まだ結構年数かかるわけでしょう。そうすると、その間は毎年越水して被害を被るのは上峰のほうだけなんですよ。

だから、このことも以前から言っていましたけれども、部分的に応急的にでもいいから、

そういう手立てをしてくださいということを要望してほしいという話。実際、陳情要望に行ったときにも、土木事務所の所長さんはじめ、皆さんに要望はさせてもらいましたけれども、これは、この切通川の越水地区だけでなく、今度は下のほうの中津隈石橋地区との関係、あの部分だって全く一緒なんですよ。

だから、部分的には堤防の竹とかなんとかの伐採をしてもらいましたが、まだ足りません。ですから、河川改修できちんとなるなら、もう当然してもらわんといかんけれども、その間のつなぎというたらおかしけれども、応急処置的にも部分的にも、そういう危険箇所は手立てをしてもらいたいと思うわけですが、毎年要求はしなさると思うけれども、それに加えて、緊急的にそういうことをさらに要望をもらいたいと思いますが、その辺いかがですか。

○建設課副課長（高島真幸君）

現在、ほかの議員からもありましたとおり、中津隈地区と上峰町側では堤防の高さが違うという御指摘もございました。それは河川改修では絶対あってはいけないこと、それは当然要望をしていきます。つなぎで何かできないかということについても、土木事務所と協議をしながら、町でできる分があれば、町のほうでも検討したいと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この切通川関係については、昨日も、先ほども言いましたように同僚議員から中津隈の石橋の話も出ましたけれども、これもまた、以前からずっとお願い、要望をしてきておったわけですが、あれを、町図を見たら、私勘違いしっとたけど、あそこの辺はみやき町区に入りますね。あの辺でぽこっとこっちに入り込んだ格好で。ですから、うちから一生懸命、ああしてくれ、こうしてくれと言っても、本当の自治区からすれば、みやき町が言わんばいかんやろうにというような思いもしながらも、やはり影響を受けるのは上峰のほうですから、こっちから要望としては強く言わんことには届かんということで話はしていますが、あの橋の関係も、やっぱり昨日は協議をしてから対応をとということでありましたが、なくすような話も昨日ちょっと出ましたけれども、それがいいということであればいいけれども、そうじゃなくて、もう少し、橋をかさ上げしてするとかいうことも選択肢として、してもらえればというようなことも思っております。

とにかく、切通川沿い、部分的には伐採してもらったところもあるけれども、まだ済んでいないところもあるし、もう本当に川の中のそういう雑木類が邪魔していることも越水する原因の一つであることには間違いありません、だから、本当に応急的にも、部分的にだつてするようなこともぜひ要望し続けてもらいたい。お願いしておきます。

○建設課副課長（高島真幸君）

引き続き要望していきたいと思っております。頑張ります。（「どうぞよろしくお願

ます。次、お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、野間口地区のかさ上げした道路が冠水した。また、避難所の前牟田学習等供用施設北の道路は大雨毎に冠水している。全体的な調査をし、計画的整備が必要だが、どう考えるのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

私のほうからは、大川隆城議員の質問事項1、水害対策について、質問要旨3、野間口地区のかさ上げした道路が冠水した。また、避難所の前牟田学習等供用施設北の道路は大雨毎に冠水している。全体的な調査をし、計画的整備が必要だが、どう考えるのかという御質問に対しお答えします。

まず、野間口地区のかさ上げした道路については、10センチ程度の冠水については通行の許容範囲とし、地元との協議を行い、かさ上げ工事を実施しております。

なお、未整備区間がありますので、早急な工事の実施を行いたいと、今、準備を進めているところでございます。

次に、前牟田学習等供用施設北の道路につきましては、議員御指摘のとおり、道路冠水が常態化しており、箇所的な調査じゃなく、広い範囲で調査を行う必要が必要と思っております。

以上、大川隆城議員の質問答弁を終わります。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、大川議員の質問事項1、水害対策について、質問要旨3、野間口地区のかさ上げした道路が冠水した。また、避難所の前牟田学習等供用施設北の道路は大雨毎に冠水している。全体的な調査をし、計画的整備が必要だが、どう考えるのかの御質問に対し、避難所運営の観点からお答えいたします。

避難所であります前牟田学習等供用施設北側の道路冠水でありますけれども、供用施設自体は標高2.8メートルの位置にあるものの、その最大浸水危機は3メートルから5メートルでありまして、筑後川が想定最大規模の降雨で破堤した場合、浸水するおそれがあります。

したがって、当該避難所につきましては、地震、土砂災害、台風災害の対応として、風水害時の避難所としての指定を外しているところであります。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、危機管理監から答弁いただきましたが、当然あそこは避難所が必要なんです。ただ、残念ながらあそこに行くための道路が冠水して行けない。だから、どう思われますかということを知っていたわけなんです。ですから、あなたはソフト面でということをおつ

しゃる。ただし、現状がどうかを十分把握した上でなからんと、そういうこともできん
だろうと思うからですね、だから、把握してあると思います。現状は御案内のとおり、こ
こに書いているとおり、毎年冠水して、あの避難所には行けない状況にあるのをどう考えら
れるかというのを聞いたかったわけですよ。

それを、今度は今いう建設課とか、以前も申し上げたと思いますが、建設課とか関係部署
の皆さんと協議する中では、管理監としては、ぜひあそこは避難所として使わんばいかんか
ら道路を早く整備しなさいよとか、そういう提言をしてもらいたいと思っていますが、いか
がですか。

○町長（武廣勇平君）

大川議員の大変熱の籠もった思いを、私もぴりっとした気分で聞かせていただきましたけ
れども、おっしゃるように、あの地区は道を高めればよいというものではないですよ。す
り鉢みたいな状態になっていて、その道を高めれば、周辺の住宅に浸水した場合、その責
任をどう取るかということになります。よって、今までさんざんその要望として、かさ上
げをかさ上げをという要望があったわけですけども、なかなか実行できずにいた。でも、
そのままでよいのかと、この近年の長雨で勘太郎川も六地藏川も、つながる井柳川も増水傾
向にある中で、内水氾濫を起こしている。これは我が町だけの問題じゃなくて、一級河川
を守る以上は、一級河川の支川の内水氾濫、これに伴う水浸しの状況をどう解決するかとい
うところがポイントです。

2つあります。1つは、調整池を造ることが専らはやっておりますけれども、これ
は大規模に調整池を確保して大きな水がめを造るというのが1つの方法です。もう一つは、
ポンプ車ないしポンプを入れて、周辺の支川にまだ余裕があるところに吐き出して、井柳川
と結節させるという方法があると思いますが、私自身は後者をしっかり対応していくことが
今後肝要ではないか、そのように思っております。

でも、このためにはポンプ車の導入で50,000千円ぐらいするわけですね。それが本当に
ポンプを結節して、そのエリアから六地藏川に落とせるかどうか、これは検証が必要です。
あるいはこの間、調べたのは、ポンプ車までなくても、ポンプを常設して、いざ雨のときは
六地藏川に落とすというようなことは、最大150メートルから200メートルの結節ができれば
可能だというような状況になっております。ここは、えいやと判断をするよりも、慎重にど
の形だったらこの水浸しの状況が解消できるかということ、この雨のたびに検証していく
必要があると思っております。

これが、この前牟田地区については、私、今、一番課題としているというところござい
ますので、進捗はなかなか、対策監もソフト事業の面でしか、ハードは建設課、ソフト面
のところは対策監、ソフト面の部分しか対策監はしゃべることができませんけれども、2人の
御意見を総じて言えば、私自身はそういうふう考えているということでございますので、

じゃ、何するんだという話かもしれませんが、今後については、ポンプを結節させてちゃんと落とせるかどうか、これを実験していきたいというふうに考えてございます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

先ほど議員が言われたとおり、強靱な施設整備をしながら防災をやっていくというのは、当然重要なことでございます。ただ、私は防災監としまして、その災害が起こったときに、いかに住民の命を救うかという観点から避難所を別のところに指定をして、住民を安全に避難させると、そういったことを申し上げたものであります。したがって、施設整備をしないとか、そういうふうな考えを申したわけではございません。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、町長から将来的にということでの考えを述べてもらいました。それをするにしても、それも以前から同僚議員も出ておりましたけれども、やはりきちんとした調査をやってしなければ、その場、付け焼き刃的に、あ、ここは水がはろうとつけんかさ上げしゅうかというようなことじゃできんと思いますから、全体的な調査はやってくださいよという話をしてきました。そうすると、昨年9月議会からこの話をしてきたら、9月、12月、3月、6月、そのときどきの議会の執行部からの答弁をいただいたのは、調査は必要でありますという話とその都度出ておりました。ですから、大体もうある程度調査はできているかなと思いますが、実際どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

私が記憶を振り返る限りの話をさせていただきますと、ハザードマップ以上の浸水領域があるじゃないかと、上からの雨、豪雨災害で出ているじゃないかという御指摘を受け、200メートルピッチで破堤したときに浸水する範囲以外に増えているところというのが、大体大川議員がおっしゃるとおり坊所地区だったわけですね。役場周辺から、その北側の住宅地。これについて実際雨季に見に行きました。そうすると、やはり水のコントロールが外記のため池でできていないことから、それが直線的に余水吐から大量の水が流れていて、また、郡境地区やら目達原駐屯地からも外記のため池に大きな水が流れてきていて、それが、その水が合わさった形の水が中学校を通じて、この坊所の議員が以前から御指摘されていた住宅周辺のところからだんだんと浸水が上がっていき、そして、玄関先まで入ってくるというような状況で、実はこれは親水公園から役場北側のあそこの水路よりも、こっちの水の上昇のほうが早いんですよ。

であれば、これはもうため池の機能を強化して、水を余水吐だけじゃなくて、ちゃんとグリップするというかコントロールする、そういう機能を併せ持つ事業が必要だということで農水省と協議し、県の農政担当のところと協議を終えておりまして、今年度、予算を県のほうで押し込んでいただいた。これは県営事業でやっていただく流れにしていきたいという

ふうなところで、今のところ考えております。

これは坊所地区の環境としては、そういう調査をしながら、大川議員が御指摘だったエリアについての浸水については、解消できるものというふうにはなっていますが、推移を見守らなければいけないと併せて思っております。

前牟田地区については、現地踏査をさせていただきましたし、筑後川河川事務所だったと記憶していますけれども、ポンプ車の導入もお願いしましたが、ここにポンプ車を入れたところで吐き出す先がないというような事態が生まれ、であれば、小型のポンプ車の購入か、常設というか、接続するポンプ車を比較的雨季においても水位の低い六地蔵川に流し、それを井柳川に流していくという方法があるのではないかと、先ほど申しましたことを、今、検討しております。

そういう意味で、この指摘を受けていた2点についての調査は着実にやっているところであり、フェイスブック等でも住民の皆様方からコメントをいただいておりますので、その方ともお会いしながら、対策を考える際にいろんな御意見を頂戴したところでございます。

そういう動きは動きとしてございますが、これ以外のところに対しても御懸念のところがあれば、また御指摘をいただきたいなというふうな思いではございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

いろいろと調査すべきは調査して、検討していただいているというのが大体分かりました。分かりましたが、ちょっと振り返ってみて、その大字前牟田地区、今の学習等施設の北側道路、あそこについては、以前から、わざとという言い方はおかしいですね、考えられて低くされとったということはお聞きした経緯がございます。ただ、その時分からすると、もう相当年数がたちましたし、周りの環境もうんと変わってきています。ですから、やはりあそこも今のままでいいかということ、よくないと思うわけですよ。

ですから、その地元の皆さん方に、あそこの、例えば、道路整備をまたするについては、こうこうこういうふうですよと、ですから、こうした方がいいということの判断でというような話とかするためにも、やっぱりあの周辺の調査もきちんとやって、今度は地元の皆さん方に対しての理解を求めするための協議等も重ねんといかんと思いますが、先ほど町長から示してもらったポンプの話、それも当然いいことですからやってもらいたいと思います。と同時に、あの地域の道路整備も、今、言いましたように、昔からのやつはもう全然環境も変わって、そのままでいいということじゃないことも間違いないと思いますから、その辺も協議の中に組み込んでもらって、そして、地元の皆さん方に対しての説明なんかもきちんとやって、今後当たってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課副課長（高島真幸君）

議員のおっしゃるとおり、あそこの道路につきましては、私のほうも冠水することを前提

に造っているということを知ったことがあります。そのため、あそこの箇所だけじゃなくて、広い範囲の調査が必要だと思っています。そして、広い地区の方の協議が必要だと思っています。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

とにかくこの水害対策、防災対策は大変時間もかかる、お金もかかる、大変なことです、これは幸いにも今現在までは人災までは行ってないからいいけれども、これが場合によってはそこまで行ってしまうときもあるかもしれない。ですから、早めに対策を打たなくちゃいけないということ言っているわけです。

御案内のとおり、毎年毎年雨の量は増えております。ゲリラ豪雨、線状降水帯、いろいろあって増えております。ですから、その可能性としては低くはなっていない。高くなってきていることも事実ですからね、ですから、早めに対策を打ってもらい、整備をしてもらいたいということさらには強くお願いして、この項は終わりたいと思います。よろしく願いしておきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、外記のため池整備の進捗について、要旨の1番、農政局、県から説明に見えたが、その後の進捗はどうか。また関係する大字坊所一村会への説明・協議もされていると思うが、進捗はどうか、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川隆城議員御質問の質問事項2、外記のため池整備の進捗について、要旨1、農政局、県から説明に見えたが、その後の進捗はどうか。また関係する大字坊所一村会への説明・協議もされていると思うが、進捗はどうかについて答弁します。

6月5日に九州農政局から、7月3日に佐賀県農山漁村課から、6月12日に成立しました防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の説明をしていただいたところです。

この防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法は、施行されました農業用ため池の管理及び保全に関する法律が、文字どおりため池の管理保全の目的で所有者及び管理者に対しての適正な管理の努力義務を課すとしたものでしたが、ため池に必要な防災工事等を進めるには財政的な支援や技術的な援助が必要であるとして、一定の期間で失効する時限立法で、防災工事等を集中的に推進させる促進法として成立したものです。

町では、この特別措置法によるところで、外記ため池に貯水機能を拡充し、大雨時の洪水対策とする調査計画に来年度着手したいとした説明を、まずもって下津毛地区にて8月2日に行い、了承を得たところであり、今後は同様に関係する外記ため池の所有者であります

大字一村会の上坊所、下坊所地区においても説明を行っていくところで計画しております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この外記のため池の関係について、これもまた昨日、同僚議員から質問もあっておりましたが、本当、前に進み始めたなと思って喜んでおります。

もうちょっとお伺いしますが、これは国の事業、県の事業、どちらやったですかね。

それと、補助事業ならば、負担割合等々についてお願いしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

活用します事業は、県営事業でございます、ため池総合整備事業と申します。

負担率につきましては、国から50%、県から33%、ほか、負担割合として17%の負担が必要でございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、割合等々を聞かせていただきました。これは、先ほど課長のほうから時限立法に沿って事業を進めるということでありましたが、これが聞くところによれば令和12年までの10年間ということ、間違いないですかね。

そしたら、先ほどは次年度に向けての予算がついたということではありますが、まだアバウトなことしかできないと思いますが、大体これから何年先ぐらいには整備ができるか、見通しをちょっとお聞かせください。

○産業課長（日高泰明君）

事業のスケジュールでございますが、来年度、調査、設計としまして、現地にどれくらいしゅんせつの必要な量があるですとか、また、堤体の大きさ、池の貯水率はどのぐらい上げられるか等の調査、設計をいたします。

次に、令和4年度にこの事業採択のため、国、県に法的な申請手続を行います。以降、令和5年、6年にかかりまして工事の詳細設計、工事に入っていくところで、スケジュールとしては計画しておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今お聞かせいただきました。そうすれば、令和5年、6年には一応工事終了、完成ということだとお聞きしまして、本当によかったなと思っております。今回、自民党総裁が菅官房長官に決まりましたが、菅官房長官が言われますことには、ダムとか、そういう関係が、今までは農林、水産、建設というふうに、そこそこ省庁ごとに分かれていたのを統一した形で、そして、より有効利用するためにやっていきたいというお言葉も聞くことができましたから、ちょうど合致するような感じだなと思って聞いておりましたが、こういうことで、外記のた

め池がきちんと整備をされ、これまた、先ほど町長からもありましたように、下流域に対しての災害が防げるというなら、もうこれにこしたことはございません。どうぞ今後の折衝等々についても、いろいろと御苦勞はあるかと思いますが、ぜひこの5年、6年には立派な調整池機能を兼ねたため池に生まれ変わりますように御努力いただきますようお願いをして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、鎮西山再整備事業の進捗はどうか、質問要旨の1番、補助事業認定も受けており、整備計画も確定したと思うので進捗状況を聞きたい、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項3、鎮西山再整備事業の進捗はどうかについて、要旨1に関して答弁をいたします。

鎮西山再整備事業については、本年度、補助採択を受けました。文化財保護法に基づき、工事着手前に文化財の試掘を行う必要がありますので、試掘終了後にアスレチック施設等の工事着手をする予定としております。設計単価等の見直し作業を進めているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

この件については、昨日もちよっと触れられましたですかね、同僚議員の質問の絡みで触れられたと思いますが、当然、文化財調査をしなくちゃならないということが、まず最初に来るだろうことは想像できましたが、これまた、タイムスケジュールと申しますか、整備するまでのスケジュール、それと今度は、以前、想像図と申しますか、予想図みたいなことで図面をもらった経緯がございましたが、中身的にどういうやつを整備するかというのが、もしお示しできるならばお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

国の採択によります割りつけの幅によるんですけれども、当初、私どものほうで計画しております進捗に合わせて御説明差し上げたいというふうに思っております。

本年度、令和2年度でございますけれども、アスレチック広場のほうの整備という形で考えております。遊具施設であったり休憩施設であったり、園路、それから、駐車場アスファルト、こういったところの整備を今年度検討しているところでございます。

また、令和3年度におきましては、展望台であったりとか園路、広場の整備、それとあと、見晴らしの丘の整備、それと、彩の丘、ここも擁壁整備であったり、園路広場整備、こういったものを検討してございます。

令和4年度、これにつきましては、継続しまして見晴らしの丘の整備、これは擁壁整備も

そうですし、園路の広場も整備、階段等もございますので、そういったもの。そして、彩の丘の整備につきましては、園路広場整備であったり、コンクリ舗装であったり、縁石であったり、階段であったり、あとは擁壁、こちらのほうも整備をする必要があるだろうというふうに考えております。

令和5年度につきましては、ラクウショウの水辺、こちらも擁壁工、そして、園路、広場整備、それと水路の整備。

令和6年度はエントランスだったり、駐車場だったり、雨水排水、それと、園路の広場であったり案内看板と、こういったような形で、都合5か年ほどで今の計画のほうを考えているところで、国のほうにも提示しているという状況でございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいまお示しいただきました。5年計画ということで、これまた令和6年には完成予定ということでもありますから、楽しみにしております。

そういう中で、いろいろと年度ごとに整備の計画されているのをお聞かせいただきましたが、これまで鎮西山一帯のいろんなもの、今現在、既存、あるやつについても、今度の整備をするときにきちんと整理をするということでありましたから、そういうふうにされるものだと思いますが、やはり前々から同僚議員さんを含めて、議会で意見があっておりましたのが、どこからおいでになっても、あそこは鎮西山でというふうに分かりやすいようにといいますか、そういうことも必要だろうから、例えば、モニュメントあたりも設置したらどうかというようなことも意見としては出ていたかと思います。そういうことも含めて計画はされていると思いますが、もう一度、よかったらお聞かせください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いろいろこれまでも御意見賜ったり、頂戴したところではございます。その公園の中での整備という形になりますので、なるべく分かりやすいランドマーク的な、そういった形で工夫ができるようなものは、こちらのほうでも検討してございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

先ほどは外記のため池の関係をお尋ねし、お聞きし、ただいまは鎮西山の関係をお聞きしました。それをつらつらと思ひ浮かべますと、北から鎮西山があと5年もすればきちんとした形で整備される。そして、中間に八藤遺跡がございしますが、これも整備のことについては、鋭意協議を重ねてもらっていると思います。それに今度は、中心市街地の整備、そして、この外記のため池の周辺整備——周辺というか、ため池自体の整備もされるということを考えてみますと、あと五、六年先には、地域的に皆さんが、本当に町内の方だけではなく、町外の方もたくさん来ていただけるような環境が出来上がるなと思って、今、頭に思ひ浮かべて

おりました。そういうことによって、常々、町長が言われるように、皆さんが集まっていたく集まり場所というふうなことで、全町的にといたしますか、大字堤地区が主体であります。そういうやつができてくれば、本当に皆さんも喜んでもらえるだろうし、今度はまた、そこで町内の方、町外の方集まってもらって、そして、そこでの触れ合いの場ができ、そして、情報交換の場ができということであれば、本当にいい形でこれからの町の発展にもつながっていくんじゃないかなと思って喜んでおったところであります。

とにかく、今後については、そういうことで、今、執行部がお考えのそれぞれの整備がスムーズにできて、そして、町の将来的な発展につながることでの施策がきちんとできるように、それこそ今、コロナ禍ということで、なかなかやりにくい大変な時期ではございますが、これを乗り越えて、さらに一層、皆様方御努力いただいて、この上峰町が本当にすばらしい町、住んでよかったなと皆さんから思ってもらえるような町になるように御尽力いただくことをお願いして終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

6番原田希君。

○6番（原田 希君）

皆さんこんにちは。6番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回は大きく3つ質問を出させていただきます。

まず1つ目、中心市街地活性化事業についてということで、これは毎回出させていただいています。要旨の1、現在の進捗は、それから2、今後のスケジュールはということで、昨日も今日も同僚議員のほうから同様の質問があったと思いますが、答弁をお願いできればというふうに思っております。

それから2つ目、鎮西山再整備計画についてということで、これも先ほど同僚議員からあったと思いますが、要旨の1として、現在の進捗と今後の計画はということで質問をさせていただきます。

それから3つ目、消防団の充実について、要旨1、第3部格納庫移転の進捗はということで、前回、前々回の議会ではないんですけど、この質問を前にさせていただいたときには移転の予定であると。ただ、予定地が今、法人さんが使われているので、そこが移転される予定なので、それができれば大丈夫だろうというところで、必ず移転できますよという確実な答弁ではなかったような気がしますので、そこら辺、いま一度確実に3部格納庫を移転できるものなのか。一度この移転に関しては白紙ということで、候補地をまた一から探し直すというようなこともありましたので、確実に移転に向けて進んでいるかどうか、そこを再度確認をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、現在の進捗は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願ひします。

6月10日に募集要項を公表し、6月25日に募集要項に係る事業者説明会を実施し、参加表明書の受け付けを7月31日に締め切っております。参加表明者は16者及び3グループであり、総数23者を受け付けております。現在、参加表明者との対話期間になっており、それぞれの考え方や参画の仕方を伺っております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

この中心市街地活性化事業については、LABV方式を主軸にということで答弁を前回いただいております。この方式自体が国内初の事例ということで、私自身もちょっと十分にまだ理解ができていないところが多いかなと思ひながら毎回聞いているんですが、今言われた進捗についてですね。参加表明を今16者、3グループ、23者されているということで、対話をしながら今後そのパートナーが決まってくるものだというふうに答弁の中では理解をいたしました。

このパートナーとなる企業についてなんですけど、表明をされている23者のうち、この中から1者、もしくは1グループがパートナーになるという考え方でよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今現在、選考過程に入っております民間企業パートナーにつきましては、これは1者にするとか、1グループにするとか、そういう絞り込みを行うものではございません。現在、参加表明をされている事業者が場合によっては全部という場合もあり得ます。ですので、何がしかの絞り込むような形でやるのではなくて、上峰町と一緒にやっていく、共同して行っていくそのパートナーを今模索しているというような状況で御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

これだけの表明があつて、もし1者とか1グループであれば、その選ばれなかつた方々はどうなるのかというちょっと心配をしたものですから、今の答弁では全てパートナーということもあり得るということでございました。

このLABV方式でいくと、主軸でいくと選んだ理由ということをお尋ねをさせていただいたときに、その理由の一つとして、公民で描くまちづくりというようなことがあったかと思えます。私としては、であれば多くの地元の事業者さんに参加をいただきたいと。町としても同じ意見だということで確認をさせていただいたわけですが、地元事業者さんに対してのそういう積極的な参加をしていただくために勉強会というのをこれまで開催をされてきたと思えます。3回だったでしょうか。

この勉強会に参加された事業者数というのが、前回聞いたときにたしか27事業者だったと思えます。今回、参加表明されたのが16者、3グループ、全部で23者ということで、これはたしか参加表明された事業者さんというのはホームページで公開されていたので、ちょっと見させていただいたところ、この23者のうち大体半分ぐらいですかね、地元の事業者さんというのは。そうすると、その勉強会、3回開催されて参加をされた地元の27事業者さんから、最終的に参加表明をされた地元の事業者さんというのは勉強会に参加された方の約半分ぐらいになっていると。できれば皆さん手を挙げていただきたかったなという思いがあるんですが、もしこちら辺の参加をされなかった理由が分かれば、こういうことだろうなということであればちょっと教えていただきたいなというふうに思うんですが、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

原田議員御懸念の、実は私のところにもその締切り以降にも参加表明しなかったと言われる事業者さんがいらっしゃいます。これは情報がしっかり伝わっていなかったというところが一つ懸念かなと思うと同時に、出資額についても出資を決裁取るというのはなかなか難しい環境にあると言われる会社もごさいますので、今現在そういった、また新たに共同パートナーというものを再度10月末にかけて募集をかけていくことも含めて、やっぱり意欲をお持ちの方、皆さん結集して、この中心地を盛り上げていくためには必要だと思っておりますので、そういう段取りを考えているところでございます。

補足があれば創生室長が答弁します。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

町長、先ほど申し上げたとおりでございます。参加をしたいんだけど、機を逸してしまったりとか、あるいはその出資に関して社内での稟議とかが、そこが意思形成をするのがちょっと時間が足りなかったとか、そういった御意見というのはよく聞き及んでいるところでございます。

先ほど触れられました共同パートナーに関しましても、ちょっと今、公表できるような形の準備作業を行っているところではございますけど、今の選考を行っております民間企業のパートナー企業とは別に、共同してこの事業に携わっていただけるようなバックアップ企業の企業群というものを別途10月下旬頃に募集をかけられるよう公表できるように、今、鋭意

努力をしているところでございます。そういったものがあれば、より重層的にこの事業、対応ができていくのではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

ぜひそういった形で1者でも多くの地元の皆さんが一緒になってつくっていただけるような体制というのをやっていただきたいと思えますし、これまでのやり取りの中でも、途中参加もできますので、引き続きそういった機会を設けていきたいという答弁があっていました。この事業のL A B V事業の仕組み自体が恐らく途中からも参加できるということだったというふうに思いますが、その途中から参加できるのが共同パートナーということによろしいんでしょうか。今回、そういった間に合わなかったという声を受けて、独自にその共同パートナーという位置づけをつくって募集をやるのか、それとももともとその仕組みとしてあるものを共同パートナーとして今回10月末に募集をやるのかという、そこら辺をちょっと御説明をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは端的にお答えいたしますと、全く別の枠組みというふうに思っております。もちろん民間企業パートナー、今現在選考を行って、既に募集をかけているものにつきましては、もちろん出入り自由という形でこれまでもそういったお話をさせていただいていたところでございます。ですので、共同事業体としての会社が立ち上がった後に、後から参画したいということであっても、会社の承認さえあれば、それは改めて入ってこれますというシステムです。

先ほど町長が申し上げております共同パートナー、これにつきましてはまたそれとは別の概念でございます。あくまでも今選考しております民間企業パートナーというのは、経営のほうに関わる、意思決定権を有する人たちが民間企業パートナーでいまして、共同パートナーというのは、その意思決定には参画しないです。ですので、出資も必要ございません。あくまでも今後プロジェクトとかをやっていく中で、そういったところにいるいろいろアドバイスをしてくれたり、直接事業に携わったりとかするためのバックアップ企業の企業群というような形になりますので、それはまたちょっと別の概念になります。ですので、この辺を今、募集要項とか、こういったものを今立てつけを考えているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

分かりました。多くの地元の事業者の皆さんが参加できるように、説明の機会も含めて、そういった呼びかけというのを引き続きやっていただいて、公民で描くまちづくり、みんなで作っていくというような方向でやっていただきたいなというふうに思っております。

この中心市街地の進捗については、私、毎回聞いてきて、なかなか見えづらいというよう

なお話もさせていただく中で、前回でしたでしょうか、その募集、やっと目に見える、そういった募集要項ですとか、そういったものが出てきたということで、今までは進捗を、やり取りの中で感じ取ることで、ああ、進んでいるんだなというふうに理解するしかなかったものが、やっと目に見えて進んできたなというようなお話を前回させていただきました。

もっと分かりやすく、例えば、その事業を全部オープンとか、全部オープンじゃなくても一部オープンでもいいんですけど、そこを10とした場合に今どのぐらいの数字のところにいるか。0で、オープンを10とした場合、今の進捗としては、例えば、4なのか、5なのか、その辺りをちょっと分かりやすく、半分ぐらいいっていますよということであれば5ぐらいいっていますよと、ちょっと分かれば教えてください。

○町長（武廣勇平君）

私の意見と創生室長は違うのかもしれませんが、まず大きな節目として、会社を組成する、ここが大きな節目で、組成した会社が今後の中心地を建設するというのでいけば、組成する段階では5合目を登ったというふうに言えるのではないかと思います。室長は違うかもしれませんが、答弁をいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私も大体町長が申し上げられたぐらいの感覚だというふうに思っております。その事業体としての会社が組成されれば、あとはスピーディーに事が運ぶのではないかなというふうに思っておりますので、ほぼ同じような感触を持っております。決して閣内不一致じゃございませんので、よろしく願いいたします。

○6番（原田 希君）

5ぐらいいっているということで、改めてもう大分進んできたなというふうに思っておりますので、ぜひ今後も議会としっかり連携を取りながら、そしてまた、我々もやっぱり常日頃、皆さんからどがなんいよとというお話を、もう多分皆さん聞かれていますので、なかなか一言でお伝えするのは難しい部分もありますので、都度都度そういった説明を受けながら、皆さんにもお伝えしていきたいなというふうに思っておりますので、その辺もしっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

それから、この事業に関しては実施要項とかにも大枠どういったものをしていくかということで、いろんな事業が予定をされていると思います。その中で先日、行政報告にも書かれていますけど、青少年育成大会でこの中心市街地をテーマにパネルディスカッションをやられたということですけど、これから町がやろうとしている、これは当然住民の皆さんからお話をいろんな団体の皆さんが伺った上での事業ですので、そんなに全くかけ離れた中身になっているとは思っておりませんが、子供たちが思う中心市街地、そこでどういった話が出たかですね。子供たちが思う今後の中心市街地、上峰の将来像と、我々町が、私たちが今からやろうとしている中心市街地がやっぱり当然合致しておかにかいかんというふう

に思うんですけど、そういった意味で青少年育成大会の内容がどうであったか。そこを踏まえて、町が目指す中心市街地がどうなのかというところをちょっと、ここは生涯学習課になるのかなと思います、それと創生室長にお伺いできればというふうに思っております。

○生涯学習課長（小川成弘君）

町長の行政報告におきまして報告いたしましたとおり、7月29日、上峰町民センターにおきまして上峰町青少年育成大会を開催しました。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、中学3年生約100名に限定し、「中心市街地活性化事業について」をテーマに、ファシリテーター、モデレーターと4名の生徒によるパネルディスカッションを行いました。

生徒の皆さんからは、幅広い世代の人たちと触れ合う機会を増やしてほしいという思いなので、様々な世代の人たちが集まり、暮らしの中で自然と交流が生まれる場所が欲しいや、町のことがよく分かる新しい施設を造るのがよいなど、中学生の目線で上峰町の将来像についての思いを語ってくれました。

今回の青少年育成大会の開催が参加した中学3年生にとって上峰町の未来を考えるきっかけづくりとなり、また中学生の意見については今後のまちづくりの参考にしていきたいと考えています。

以上でございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私もあの場同席をしておりました。それで、子供たちは非常にピュアな意見を言われてあり、ただ、なおかつその中であっても、しっかり子育てであったり、歴史であったり、自然豊かなとかですね、そういったキーワードとかも飛び出しつつ、彼らなりにしっかり考えているんだなというふうに思っておりました。

あとは私たち、事業者も含めて、町もですけれども、大人がちゃんと子供の意見を酌み取って、そこを具現化できるような形で、ちゃんと合同会社の中でそういう話ができるというような素材を私たちは持ち込むべきかなというふうにも思っております。

何より彼らが大人になってもまだ末永く上峰町で暮らしていけるような形で私どもはまちづくりをしていく立場なのかなというふうに思っておりますので、そういった意見をしっかり捉えつつ、いろんなプロジェクトの中にも反映させていきたいと、このように考えております。

以上です。

○6番（原田 希君）

そういったところで町民みんなで作っていく、そういった事業になればというふうに思っております。引き続きしっかりとやっていただくことをお願いして、この項目については終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後のスケジュールはということで、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

当面のスケジュールといたしましては、10月に企画提案書の提出を経まして、選考会によるパートナー事業者選考が行われます。11月には選考された事業者との共同開発協定締結を行い、12月頃に合同会社の設立となります。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

これまでの進捗に関しましても、実施方針の予定に沿ったところでしっかりと進めていただいているというふうに思います。今後についても、多少のずれはあるかも分かりませんが、前から言っています、今日もちょっと管理の問題が出ていましたけど、空洞化の期間をなるべく短く、かといって時間だけにとらわれず、中身をしっかりと、なかなか難しいことかも分かりませんが、しっかりとそういうところでやっていっていただきたいというふうに思っているところでございます。

それで、これは毎回言っていますけど、皆さんも、議員の皆さんちょっと思われていることなんですけど、この事業に関してはやっぱり町民の皆さんの関心が物すごく高いと。やっぱり会う人、会う人、どげんないよっというふうに聞かれます。我々もなかなか現在の進捗を100%十分にお伝えすることができない、なかなかもどかしくちょっと感じているところでもあります。

そういったお伝えする手段としては、我々側からすると、例えば、議会だよりは何ページか特集を作ってこれまでのやり取りを載せるとか、ちょっと私、広報委員じゃないので、あんまりその辺はいろいろは言えないんですけど、例えば、町として以前、中心市街地の今後ということで、ちょっと何かタイトルは忘れたんですけど、町民センターでやられましたよね。ただ、今、コロナ禍の中で、ああいうたくさんの人を集めての将来のビジョンを共有するという場はなかなか設けられないと思いますので、できれば広報紙か何かでこの事業はどういった事業なのか、その手法とか、また、どういったビジョンを今持って進めているのか。進捗としてはどのくらいなんだよというような、何かそういう町民の皆さんにお伝えする機会があったほうがいいんじゃないかなとちょっと私は思っているところなんですけど、広報紙も創生室長担当だと思しますので、そこら辺りそういったこともできないかというふうに

思っていますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員の御提案ありがとうございます。事業の内容とか、いろいろございますけれども、そのビジュアル一本でどういう形で町民の方にお伝えするとか、かなり工夫が要るのかなというふうにも思いますので、一応広報という限られた媒体の中でどう出していくのかということも検討しつつ、他の媒体とかもいろいろ検討しながら、どういう示し方がいいのかというのはいちよっとな時間をいただいた上で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

今、室長申しましたとおり、広報紙の中の紙面の関係があると思うので、そこはちょっと協議が必要かなと思いますが、確かに分かりにくくて、一体何が進んでいるのか、今どういう動きがあるのか、これをしっかりもっと分かりやすい平易な言葉で伝える必要があるというふうに思いました。新聞紙等でも広告等を掲載したり、あるいは広報紙を活用させていただいたり、動画ないし小さな規模でのセミナーといいますか、セミナー等の開催を考えていければなと思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

恐らくここにいる全員の理解度というのもそれぞれなので、多分みんながみんな同じ説明をできるというのも難しいかなというふうに思いますし、何らかの形でそういった分かりやすい、この事業に対する何らかのあれがあればいいなというふうに思っておりますので、そこをちょっと考えていただければというお願いをして、この項目に関しては終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、14時55分まで休憩します。休憩。

午後2時41分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

原田議員の質問から、質問事項2番、鎮西山再整備計画について、質問要旨、現在の進捗と今後の計画は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項2、鎮西山再整備計画について、要旨の1に関して答弁をいたします。他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

鎮西山再整備事業につきましては、本年度、補助採択を受けました。文化財保護法に基づき、工事着手前に文化財の試掘を行う必要があることから、試掘終了後にアスレチック施設等の工事着工予定としており、設計単価の見直し等の作業を進めているところです。

なお、今後の計画につきましては、5年ほどの期間をかけて補助事業を遂行していく予定としているところです。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

先ほどの同僚議員のときにも回答いただいております。この鎮西山の再整備については数年前に、先ほどのやり取りの中でもありましたが、イメージ図というのを示していただきまして、あらかたこのイメージを踏まえた上でやっていくというようなお話だったかというふうに思っております。

これまでもその進捗については、ほかの議員さんからも質問等これまで出ていますが、そこを振り返ってみると、イメージの中に、例えば、ドッグランとか、ドッグカフェ、それからゲストハウス、そういったお客さんを呼ぶ施設というのの整備が当初イメージとして盛り込まれて、そこをベースに整備をしていくというようなお話だったんじゃないかなというふうにちょっと思い出しながら聞いておりましたが、先ほどの中ではアスレチック等というぐらいしか、その施設というか、呼べるようなものがなかったんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺の、何というんですかね、そういった施設の、例えば、ゲストハウスですとか、そういったものの考えというか——は今のところはない、もしくは考えていないということなのかどうかですね。そこら辺、ちょっと答弁をいただければ。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

当初、そういう形でお話を差し上げておりました。現在の実施設計の状況によって、今、補助申請のほうをやっておりますけれども、まずちょっと補助採択を受ける要件という形で一応整理した結果、今こういう形でしているわけございまして、後年度、その補助が終わった後にいろいろなものを追加していくということは可能かというふうに考えておりますので、その際にもそういった検討はできるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

後年度、そういったことも検討できるということでございましたので、ぜひその検討をしていただきたいんですけど、その際に中心市街地と同様に、広く住民の皆さんの声も聞いていただきたいなというふうに思っております。

この質問で今回出した理由というのは、要は、以前、キャンプ場がありましたよね、鎮西山に。使われなくなってやっと撤去をしたという経緯がありましたが、コロナ禍の中でそういったアウトドアというのは、非常に今、キャンプをはじめ、はやっているんじゃないかというふうに思うんですが、そういうところでなのか、同世代の子供を持つ保護者の方とかから、あそこに前あったキャンプ場みたいなのがまたあったらいいとか、そういったお話を最近受けるものですから、ちょうど鎮西山、今から整備をやっていきますよというところで、今回ちょっとそういった声があるというのをお伝えすると同時に、鎮西山の整備、どういった考えを持ってこれから取り組まれるか、ちょっと聞いておきますねというところでの今回の質問ですので、ぜひ後年度やろうと思えばできますよということであれば、そのぐらいじゃなくて、もう少しやっぱり中心市街地と同様に、みんながどういったものを求めているかというのをしっかりと事前に情報収集しながら今後の整備に取り組んでいてもらいたいなというふうにちょっと思いましたので、その辺り室長、もしくは町長、答弁をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

国のほうでも多分この補助要件に関しましていろいろ制約がある中で、ちょっと補助採択を優先して考えているというところは私も正直なところございます。ですので、そういったところを鑑みたところで、まずは修景整備という形での補助にのることがまず優先だったわけです。ですので、まずはそういったところをしっかりと手当てをした上で、後年度、付加価値的なものができるようであれば、そういったところをしっかりと検討していくというような形で考えているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

鎮西山整備に関しては、加えて思うのは、ここ数年、大雨等の影響で毎年のように土砂崩れとか起きて、あそこは毎年通行止めになっていますので、そういったところの災害対策、防災・減災対策というのが、その修景整備というのに当てはまるかどうか分かりませんが、そこも含めて整備をしていかないと、せっかくきれいになったのに毎年崩れていって毎年通行止めになってというふうな話じゃちょっと危なくて行けないなというふうになってしまいますので、そこも併せてお願いしたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

可能な限り擁壁工だったり園路整備だったりという項目はちょっと挙げておりますので、そういった中で補助で対応できるものに関しては我々も整備という形で、そこは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（原田 希君）

補助で対応できない部分についても、危ないところはしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、ぜひそういったところで進めていただきたいというお願いをして、この項目は終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、消防団の充実について、質問要旨、第3部格納庫移転の進捗は、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、原田議員の質問事項1、消防団の充実について、質問要旨1、第3部格納庫移転の進捗はについてお答えいたします。

冒頭に、確実に移転先に向けた町対策が進んでいるのかという御質疑でございました。6月定例議会の議案審議の中で少し答弁をさせていただきましたが、今年度中に建築に係る設計を完了するよう計画しているところであります。

なお、補正予算計上しておりました金額に不足が生じたため、今議会に追加の補正予算を計上させていただいているところであり、承認後は速やかに設計の発注を実施したいと考えているところでございます。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

この移転については団員の皆さんもまだかまだかという中で、やっぱり用地を選び直すという話になってから大分ちょっと皆さん待ってある状況でありますので、ぜひ速やかにやっていただきたいというお願いをしておきます。

その法人さんに関しては、確実にそういった次の場所を決めて移転に向けて進まれているという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（三好浩之君）

原田議員からの御質疑で、法人さんについては移転を進められているかということですが、先日、三樹病院のほうに連絡をしましてお話を聞いたところ、12月ぐらいには着工に入れるんじゃないかということ今話が進んでいるということでお答えをいただいております。

以上です。

○6番（原田 希君）

そしたら、12月ぐらいにその法人さんの移転先が着工が始まって、そこが完成した後、移動をしていただいてからこちらの着工に入るというような感覚でよろしいですか。そうすると、大体いつぐらいにかかれるものか、お願いします。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま原田議員からの御質疑で、スケジュール的なものかと思えますけれども、造成工事が12月に着工するというので、その後、三樹病院さんが移られた後、うちのほうは建築に入れるような準備はできていくと思います。しかしながら、来年度の当初予算の計上とか、その辺りの予算の執行時期にもよりますけれども、早くても4月以降の発注という形になっていくと思いますので、来年度中に予算が計上されれば来年度中には着工できるかということでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

分かりました。ぜひスムーズに移転が進むようによろしく願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

2番大川徹也君よりお願いします。

○2番（大川徹也君）

皆さんこんにちは、大川徹也です。ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、挨拶と通告書どおりに統括質問をさせていただきます。

今なお、新型コロナウイルスの感染拡大の懸念という脅威の中、家庭や職場、学校などでは予防のための行動が要求され続けています。当庁舎でも入庁時には正面玄関で手指消毒と検温が実施されています。各職場でも3密の回避、ソーシャルディスタンス保持、小まめな手洗いと手指消毒、うがい、マスクの着用、検温、また、よく手で触れる箇所の消毒等が行われております。その中で、特に小まめな清掃消毒は大変手間のかかることで、十分な対応ができているところが多くはないのではないかと懸念しています。最近では新型コロナウイルスに効果が見込まれる一度塗布すると、効き目の長い触媒水溶液も開発されていると伺います。当町としてもマスクやそのような消毒液の補助などのさらなる拡充を願わんばかりです。

さて、今回の一般質問の第1番目の質問事項は、社会福祉協議会の運営補助費についてです。現在の武蔵町政になってから、この12年間に運営費がかなり上がっているようです。実際の数字とその理由を明確にし、中身を理解していきたく、質問します。

2番目の質問事項は、役場職員の採用についてです。将来的な役場全体の年齢バランスや幹部に育て上げていくことなどを考えると、就職期間が長くできる新卒者が基本となるように思います。少子化の影響もあるかもしれませんが、当町ではここ数年の間で中途採用者がかなり増加しているようです。その理由と適切さを確認したく、質問します。

第3の質問事項は、不登校児童・生徒に対する学習等支援のために設置される教育支援センター、適応指導教室とも言います——についてです。当町では近々当該センターが設置されます。このセンターは佐賀県では少なかったのですが、ここ数年で近隣の自治体にも設置されるようになってきています。

ここは学校への行きづらさを抱える児童・生徒のための教室です。これは現在ある通級教室や、なかよしクラスとはまた別のものです。この教室の設置に至った経緯から実際の設置までのプロセスを確認し、児童や親御さんへの意見聴取や施策を受ける当事者の声がどのように反映されていくのか、行政と町民の関係性についても質問していきたいと思います。

町をよくしていくという共通の思いの下、執行部の皆様には誠実な対応を期待しております。どうぞよろしく申し上げます。

なお、今回の一般質問の質問事項2、役場職員採用についての質問要旨1と2と3、これの答弁はまとめてしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、社会福祉協議会の運営補助について、質問要旨の1番、今の町政になってからの社会福祉協議会運営補助費の変化は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

大川徹也議員の質問事項1、社会福祉協議会の運営補助について、要旨1、町政になってからの社会福祉協議会運営補助費の変化はに関して答弁をいたします。

社会福祉協議会の運営補助費につきましては、法人運営事業、住民援護事業、共同募金配分事業、社協バス運営事業、老人福祉センター運営事業、老人福祉センター食堂事業、県生活福祉資金貸付事業、上峰町福祉資金貸付事業、上峰町高額療養費貸付事業、就労支援B型事業、すばーく上峰運営事業、シルバー人材センター包括的支援事業、介護予防支援事業の14事業に対し、社会福祉法人の助成に関する条例、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則及び上峰町補助金等交付規則に基づき助成を行っております。

平成22年度からは年度により差はありますが、増加している状況でございます。

以上、大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

運営補助費の変化はということで御質問をしておりました。上がっている傾向にあるということで、今、担当課長より答弁をいただきましたが、現町政になりました平成21年から令

和2年度まで社会福祉協議会の運営補助費の金額を千円未満は切り捨てて金額を教えてください。各年度ごとですね。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいま運営補助金の平成21年から令和2年の金額を各年ごとにとということでございます。

平成22年度より町社会福祉協議会運営補助金という形で補助をしておりますが、中には事業ごとに平成21年、平成22年度からは社会福祉協議会運営補助ということになっておりましたが、その前についてはマイクロバス補助ですとか、老人福祉センター運営補助ということで、補助金の助成の方法が分かれておりました。全体を計算したものがございますが、千円未満切り捨てということでございますが、すみません、私の資料のほうの数字でちょっと報告をさせていただきたいと思っております。

平成21年度の経常経費の補助金でございます。約というところで、しっかり拾い上げている部分があるかどうかというのがちょっとありますけれども、平成21年度社会福祉協議会の経営費補助金で35,068千円、平成22年度、社会福祉協議会、ふれあいかんを合わせまして28,538,055円、それから平成23年度、社会福祉協議会、ふれあいかん合わせまして30,164,007円。それから平成24年度です。こちらが30,819千円。平成25年度37,942千円、平成26年度43,342,200円、それから平成27年度56,032千円、平成28年度69,596千円、平成29年度66,992千円、平成30年度68,876千円、令和元年度68,943千円。それから、令和2年度になります。73,363千円。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

質疑ありませんか。

○2番（大川徹也君）

先ほど課長より平成22年度から包括した事業全体に対する予算ということで、平成22年度から改めてちょっと見ていきたいと思っております。

平成22年度が約28,530千円、そして今年度が約73,360千円ということで、倍以上に費用が上がっております。なぜこのように補助費が上がってきているのか、その要因を教えてください。よろしいでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

補助金が増している要因はという御質問だったかと思っております。

次の要旨の2の内容にも同じような部分がかかるのかなと思っておりますが、内容については社会福祉協議会の運営補助に、経年劣化による大型な修繕ですとか、そういうものにも経費がかかっているということでもあります。

また、各種事業を展開しておりますので、そこに伴います人件費、また正職員については自然増による人件費の増というのがございます。

福祉サービスについても、最近多岐にわたり高齢者のサービス等事業展開をしております

ので、そちらの事業の多様化によるものも要因の一つかと思っております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

この要因についての質問は確かに私が質問要旨の②でしていましたので、質問要旨の②として議長、捉えてお願いしていいでしょうか。質問要旨の②に費用が上がってきた要因は何かということで記しておりまして、それに先に進む前に質問をしてしまいましたので、これを統括する形でお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

1番、2番をまとめですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

○2番（大川徹也君）

ありがとうございます。

今、課長のほうから修繕費、また多様な事業を行うに当たっての自然増の人件費、また自然増の正職員費、そしてこういった事業の多様化に伴ったものであったり、修繕に伴ったりということで上がってきているということで御答弁いただきました。

それでは具体的に、まず修繕の主な修繕、大きな金額の修繕を教えてください。つまり何年度にこういう修繕をして幾らかかったということですね。まず、よろしくをお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいま修繕費、何年度に幾らかかったのかという御質問だったかと思えます。こちらにつきましても、当課としましては当該法人の助成に関する事務についての答弁とさせていただきます。

ただ、これまで調べました内容では、平成26年度に老人福祉センターボイラー改修補助金ということで、4,957,200円ということで協議会の運営補助金とは別に補助をしている経緯がございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

平成26年の老人福祉センターおたっしや館のボイラー修繕費として4,950千円というのは今、運営費補助とは別にまた補助を出されたということでお伺いしていますので、上がっている要因にはならないんじゃないかというふうに思います、その件に関しましてはですね。

修繕はこれ以外にはございませんでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの主な修繕費の内容はということでございますけれども、社会福祉協議会から報告を受けておりますのは、先ほども言いましたが、お風呂のボイラーの補助、それから昨年度は、すば一く上峰の芝生の張り替え等、大型の改修を行っております。通常はやはり水回りといいますか、配管、それから細々でいいますと、玄関の入り口の電動ドアの修理ですと

か、空調に関するものが金額としては大きいものではないかと思っております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

昨年度、すば一く上峰の芝生の張り替え等工事が行われたということですね。承知しております。金額は今お分かりになりますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

すば一くの張り替えの金額ということでございますが、こちらは法人の事業でございますので、しっかりした金額というのは今持ち合わせておりませんが、報告によりますと32,000千円強だったと思います。その後、変更契約等が生じていったかどうか、ちょっとその辺はすみません、私の記憶では今のところ32,000千円——当初の計画では32,000千円強だったということを報告受けております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

議長、暫時休憩をお願いしたいんですけど。

○議長（中山五雄君）

今、執行部のほうから暫時休憩をお願いされておりますが、いかがいたしましょうか。異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議ありの説明をお願いします。

○2番（大川徹也君）

この休憩についてですが、私のはっきりしたことが分かっていないので、知識不足だったら大変失礼つかまつりますが、基本は執行部側からの暫時休憩の提案動議ができないというふうに聞いております。ただし、今までの流れの中で執行部側からのそういったことがあっておりますので、必要で、かつそれが正当であればそれは構わないんですが、理由のほうを必ず述べていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

私が休憩を求めている理由は、この議会の答弁の範囲というのを常々確認をしてきたと思っております。補助事業において、補助の事務執行に関わるものは答弁範囲だという整理をしておりましたが、補助先独自での事業運営内容について質疑が及ぶのは、やはり議場のこれまでの申合せとは違う、法令上もおかしいのではないかと感じておりますので、すば一く上峰の事業の執行についての補助金であったか、補助金でなかったか、この点を確認させていただきたく暫時休憩を求めます。

○議長（中山五雄君）

理由的にそういうことですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

そしたら、お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、ここで暫時休憩をします。休憩。

午後 3 時 30 分 休憩

午後 3 時 50 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

大川徹也議員の 1 番の社会福祉協議会の運営補助についてということから執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほど私が答弁をさせていただきましたが、社会福祉法人は市町村から補助金は支出されておりますが、あくまで市町村とは別団体でございます。市町村の一般事務に該当しないために、先ほど答弁させていた私の答弁はこの範囲を超えていた答弁でしたので、修正をさせていただきます。お願いいたします。

○2 番（大川徹也君）

そのおたっしゃ館のボイラーに関することや、すば一く上峰の芝生の張り替えに関することは上峰町の一般事務に当たらないということで、これは答弁できないということで、今、お伺いしました。

念のために確認させてください。そういった事柄に関してはどういう根拠法、どこの法律を見たらいいですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほど御説明いたしました内容につきまして、私が参考とさせていただいておりますのが、議会事務提要の行政事務の部分でございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。

○2 番（大川徹也君）

今先ほど、参考にさせていただいている議会事務提要行政事務ということでありませ

ども、ということは、これは全ての自治体、市町村においてこの考え方が適用されていると考えてよろしいですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

全ての市町村に該当するかという御質問であるかと思えます。

私が確認している内容につきましては、市町村が補助している社会福祉法人に対する本会議での一般質問の可否という内容のものでございますので、全国の市町村に該当する内容かと思えます。

○2番（大川徹也君）

それでは次に、補助費の増加に考えられる要因として、正職員、このような人件費の増加が上げられるということでしたが、平成21年から今年度までの正職員及び正職員以外の人数を年度ごとに教えていただけますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

平成21年度からの正職員の数はということでございますけれども、こちらについても当町から補助をしている事務の流れとは別の内容のものとなっております。法人の事務の内容になりますので、こちらも答弁の内容の範囲に入っていないものと思えます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

上峰町の社会福祉法人の助成に関する条例の中で、法人上峰町社会福祉協議会に対する助成の費用が決まるためには、法人が町の助成を受けるために申請書を上げて町長に提出しているかと思えます。理由書であったり当該年度の収支予算書及び前年度の収支決算書等々、こういったものが上がってきているので、この事務は掌握していると思うのですが、これは答えていただけませんか。

○町長（武廣勇平君）

あの、この場には、私は上峰町長として参加しておりまして、社会福祉協議会長として参加していないということでございます。答弁範囲については、これは前から土地改良さんの中身の話をしたときも、商工会の中身の話をするときも、補助事業に関わる事務執行に係るところが答弁範囲だということで申し合わせておりますので、その申合せを破って社会福祉協議会の中身をつらつらとここで議論し、その事業について判断を皆様方がされるということであれば、社会福祉協議会の理事会を軽視する行為にもなると思っておりますので、あくまでも補助事業の事務に係るところの質疑に応答させていただければと考えてございます。

○2番（大川徹也君）

補助金を包括した形で出している平成22年の28,530千円から令和2年の73,360千円、3倍弱ですね。このような大きな金額の変化に対して、町が答弁できる内容は何かありますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

先ほど議員申されましたように、社会福祉法人の助成に関する条例に基づき補助金を交付しております。それに際しましては、私ども書類の審査等を行いまして、補助金の申請が適正に行われているかということ審査し、決定し、補助金の交付ということになっております。

前段、私が聞き及んでいるということで、社会福祉協議会の内容を少し申し上げましたけれども、補助金が増加になっている理由としましては、受託事業である先ほど14事業と申しましたけれども、包括支援センター事業、こちらについては鳥栖広域からの受託事業でありますし、その分、収入もあり、受託費もあり、それから歳出も増えているということでございます。

大きな2点目としては、生活支援センター支援事業、生活支援コーディネーター、こちらも鳥栖広域の受託事業ということで、人件費について歳入があり、それに伴い歳出を行っているというところでございます。

それから、大きい3点目については、以前、社会福祉協議会の職員の給料については固定給ということで、そこを改定し、職員の給与について町の職員に準じるような形で人勤に合わせた給料の改定等も行っておりますので、そちらについても増えている内容かと思えます。

また、ふれあいかん事業については、利用者が増加しておりますので、それに伴いサービスの給付費の歳入があり、それに伴い、支給決定を行い、人件費等も増えているという要因もでございます。

また、今年度については放課後児童クラブという大きな事業を受けております。こちらについても受託事業ということもあり、歳入があり、それに伴い歳出を行っているというところで、この5点に関しては大きな増額の要因になるものかと思えます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

先ほどの包括事業、生活支援事業等は別のところから、上峰町ではないところ、広域関係からの御収入もあり、また別途収入もあっていると思えます。ですから、そんなに大きくこの金額を左右するものなのかなと正直、つまりこの補助金の中の金額を包括支援センターの職員さんとか、生活支援員さんたちの——生活支援事業の担当する職員さんたちのお給料に丸々充てることではないはずなので、これがどこまで大きく影響するのかなと正直なところ思いますが、これに関しては残念ながら詳しいことが本会議では聞けないということなので、これは改めて私のほうでよく精査して内容を確認して、問題があれば、疑義があれば、またただしていきたいと思っています。よって、この質問についてはこれにて終わります。

○議長（中山五雄君）

質問事項の2番、役場職員採用について、質問要旨、これは1、2、3、まとめていいで

すね。（「はい」と呼ぶ者あり）これは1、2、3、まとめて執行部の答弁を求めます。

○総務課長（三好浩之君）

大川徹也議員の役場職員採用について、要旨の1から3、まとめて答弁させていただきます。

平成21年度からということで、まず要旨の1でございますが、お答えさせていただきます。

毎年4月1日を基準として算出しておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

割合の変化でございますが、平成21年度から平成26年度までは正職員8割前後に対し、臨時嘱託職員2割前後で推移し、平成28年度から令和元年度までは正職員7割前後に対し、臨時嘱託職員3割前後で推移しております。

なお、令和2年4月1日より雇用形態が変わっておりますので、今年の数値は反映しておりません。

続きまして、要旨2でございます。中途採用の実施を始めた平成28年度以降の状況についてお答えいたします。

平成28年度は11人採用のうち、新規採用6人で55%、中途採用5人で45%。平成29年度は13人採用のうち、新規採用7人で54%、中途採用6人で46%、平成30年度は8人採用のうち、新規採用5人で63%、中途採用3人で38%となっております。令和元年度は2人採用で全て新規採用でございます。

続きまして、要旨3についてお答えいたします。

採用基準は何かということでございますが、採用基準については新規採用と中途採用とで違いはなく、1次試験では基礎学力試験及び適応性検査を実施し、1次試験合格者による2次試験では作文試験及び適性検査を実施、適性検査の結果を待って面接試験を行い、最終合格者を決定しているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

それでは、中途採用は平成28年度から始まったということでお伺いしました。

それでは、平成21年から平成27年までの新規採用の数を教えていただいてもよろしいですか。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま大川議員からの御質疑で、平成21年度から平成28年度までの新規採用の人数ということでございます。

平成21年度が1人、平成22年度はございません。平成23年度が2人、平成24年度が3人、平成25年度が3人、平成26年度が4人、平成27年度が1人、平成28年度が6人。平成28年度まででよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上です。

○2番（大川徹也君）

ここで改めてお伺いします。

新規採用と中途採用の定義を教えてください。

○総務課長（三好浩之君）

新規採用と中途採用の定義ということでございますが、定義と申しますか、募集要項を変えて募集をしております。新規採用につきましては基本的に高卒者、新卒者、年齢が28までの一般事務、それと資格者にあつては35歳までということで募集をしております。

あと、中途採用でございますけれども、基本的には民間経験者とか、あと有資格者ということで、応募の要件を変えて募集をしているというところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

それでは、平成28年度から中途採用、民間経験者等が始まっているということですが、その理由を教えてください。

○総務課長（三好浩之君）

平成28年度から中途採用を始めた理由ということでございますが、まずもって職員の新規の採用試験をやる場合には通常の定年退職者の退職予定人数を新規採用として職員採用を予定するわけなんですけど、急な職員の退職等で職員定数に足りないとか、あと事業の関係で職員がどうしても要するという場合には10月採用ということを考慮して、平成28年度からそういった形で中途採用を実施しているということでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

新規採用が定年退職等の退職予定者の数に合わせて募集をするということで、平成21年から令和元年度まで少し数のばらつきがありますが、平成28年、平成29年、平成30年、6、7、5と割と多いんですけども、これも退職予定者の数と考えていいですか。

○総務課長（三好浩之君）

ただいま新規採用の職員の数が定年退職者ということでいいかということの御質疑かと思いますが、基本的には定年退職プラス、あと途中で希望退職された方もおられますので、そういったものの合計の数字ということで御理解いただければと思います。

○2番（大川徹也君）

職員の採用する新規と中途を合わせると、平成28年から平成30年のこの3年間にかなり集中して大きな人員の採用になってはいますが、中途採用も含めてですね。この理由は何ですか。

○総務課長（三好浩之君）

今、大川議員の御質疑で大きな数字となっている要因はということでございますが、まずもって定数に足りていない人数というのを募集しておりますので、そのときどきによって退

職者の数、要するに希望退職をする者、または定年退職する者、数がそのような人数だったということでございます。

○2番（大川徹也君）

上峰町の正職員の数というのは、平成21年度から今年度までにおいて、どのような数字の推移をたどっていますか。

○町長（武廣勇平君）

今の質疑の流れで聞きますと、一時68名まで下がった時代があつて、定員管理計画を2回更新しました。1回目は70台後半の定員管理計画にし、そこまで上げる準備をしました。83名までさらに拡大して、それで募集をかけました。それでも人数が足りないということで思い切って定員91名まで上げてきたという経過が私の認識であります。

今、総務課長が申しましたのは、ここの増員、増加分は全て定年退職、早期退職という説明をされましたが、ちょっとそこは確認をさせていただきたいと思っております、正確な議論をしていく必要があると思いますので、この席から必要かどうか分かりませんが、暫時休憩を改めて設けさせてもらえないかなと思っております、いかがでしょうか。

○議長（中山五雄君）

今、町長のほうから暫時休憩の願いが出ましたけれども、いかがいたしましょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩いたします。休憩。

午後4時18分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思いますが、皆さん、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

大川徹也議員の質問の2番から執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

定員管理計画に基づいて、過去の資料を調べておりました。そのときの一般質問等も参照させていただきながら、この間の経緯について申し述べます。

まず、就任時に退職者不補充という時期も1年つくったと思いますし、退職者数に合わせて職員採用を行ってきたという状況がございました。よって、職員数は類似団体率ワーストワンというような状況が続きました。これは財政健全化のためになかなか人件費の増嵩が見られるような環境をつくりたくないということでございましたので、定数は91名でございましたが、財政状況がよくなるまではそうした対応を取らせていただいた。

財政健全化が徐々に進んでくる中で、起債の許可のできる18%実質公債費比率がクリアするまでの間はそういった退職者数に合わせて補充をしていたというような流れになっているというふうに思います。手元に平成27年度から平成31年度まで、そしてまた平成27年度以前までの26年のやり取りでございますが、書いてありますのは26年時点78人から84人の定員の範囲というふうに定員管理モデルということで一般会計職員数を算定しております。当時65人というところで結果が出ました。これは10万人当たりの職員数ということで割り替えていますので、実質の定数ではございません。78人から80人の範囲内で定数は91ではございますけれども、何とか健全化に伴って職員数の厚みを増していこうということで進めております。

27年度から31年度につきましては、財政が随分とよくなってきたということも受けて、改めて職員採用について27年度の時点で考えておりますけれども、やはり一時期、補充をしていなかった部分もありますし、ピラミッドでいくと、こういう、ある30代、40代の層が職員として少ないという状況が顕著にありましたので、その点について補充をしていく必要があるということで、社会人枠の経験者、特に経験者を採用していくということで、10月の採用というものをはじめ、なるべく91に近づけていくような流れになっているものというふうに思います。

先ほどの議員さんと総務課長とのやり取りの中でありましたけれども、中途採用と新卒採用の採用基準というのも明らかに私自身は違った形で面接をしております。中途採用の場合は、やはり仕事の実績やスキルが採用のポイントになります。すなわち測量士の資格をお持ちだとか、あるいは広報の経験があるとか、あるいは金融機関にお勤めだったとかということが非常に一つ一つ毎年スキルをベースに採用をするということを念頭に置いた面接をしております。

一方、新卒採用に関しては社会人経験がないために、基本的には学生時代の評価とか、人柄が採用基準になります。中途採用と新卒採用で採用基準は大きく異なっているものというふうな理解をしています。

先ほど、大川議員から定義ということでありましたけれども、中途採用も、4月採用も10月採用も新規採用なんですよ、これは両方とも。中途採用に対する対義語は新卒採用でございます。新卒採用を控えて新規の中途採用を事実上してきたと。それはなぜかといいますと、やはり不補充の時期が長かった、あるいは増員をした時期が短かったということで、ある一定の世代に職員が欠けているということがありましたので、4月と10月、両方を通じ

て、社会人経験がある人も含めて40代までとか、もうちょっと幅広く採ったような状況が続いております。

よって、先ほど増員をするタイミングで欠員が見られるから、それは早期退職者だという、ちょっと議論ではないかなというふうに思っておりますので、その点、御了知方よろしくお願いをいたします。

○2番（大川徹也君）

先ほどから質問しております平成21年度から令和元年度までの正職員の数の推移を教えてください。

○総務課長（三好浩之君）

まず、先ほど私の答弁の中で新規採用に関して、退職者及び早期退職者が全てだという御答弁をしましたが、そこに定員は91名でございますので、先ほど町長が申しましたとおり、職員数を増やして採用しておりますので、その分も含まれているということで御理解いただければと思います。

正職員のピークということでございますが、今現在ここにある資料の中で申しますと、平成31年度、去年度が91人でピークになります。

以上です。

○2番（大川徹也君）

私の言葉が聞き取りづらかったのだらうと思います。平成21年度からの正職員数のピークではなく推移ですね。各年度ごとの正職員数の数を教えてください。

○総務課長（三好浩之君）

すみません、推移ということで、手元に資料がございますのが、平成27年度からになりますので、そちらのほうで御了承いただければと思います。

平成27年度が4月1日現在で72名、平成28年度が73名、平成29年度が81名、平成30年度が88名、平成31年度が91名でございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

また、民間経験者の年齢の制限というのはございますか。もしあるとしたら何歳までか教えてください。

○総務課長（三好浩之君）

年齢制限は今のところ設けておりません。

以上です。

○2番（大川徹也君）

年齢制限がないということは50でも60でも70でもできるんですか。

○総務課長（三好浩之君）

中途採用に関しましては有資格者と社会人経験者ということで、年齢制限を設けずに募集しておりますが、現在のところそういった60を超えてとか、70を超えてとか、そういった応募はないんですけども、実際応募された場合には試験とかございますので、そういった中で判断していくことになると思います。

以上です。

○2番（大川徹也君）

平成28年度から中途採用が始まって、今、町長の話ではそれまでの社会経験によって培われた技術を生かしてもらうように採用しているということで、実際に上峰町にどんな事業が必要で、どんなスキルが必要だったのか、分かる範囲で教えてください。

○町長（武廣勇平君）

記憶の限りで申しますと、当然中心市街地事業を行う上では、金融機関とのやり取りが必要だということで、金融業務、特にPFIについても理解がある人を採用することが必要だということで金融機関出身者の方、あるいは金融業務に携わってきた方等を採用した経緯はございました。

また、測量士、設計士、こうした上峰町内で設計を内製化することが、委託事業に任せて多大な公費を使うよりも町のためになるということで、設計士、あるいは測量士、そうした経験と能力をお持ちの方を募集したこともありました。

また、一時期は財政が大変厳しかったですから、補助事業について相談できる人、すなわち政策秘書の資格をお持ちの方であったり、そういう政策分野に明るい人を募集した時期もございました。

また、法制の部門をしっかりと充実させたいということもありましたので、法制経験者、すなわち法科大学院やロースクール、そこまで行かなくとも、法学部出身の方というものを念頭に募集をかけたことはありました。

また、地域おこし協力隊経験者枠というものを県が設けられましたので、地域おこし協力隊で地域の自発的なまちづくりにノウハウを、あるいは思いをお持ちの方を直接的に雇用したいということで、そういう経験者を募集したこともございました。

また、JICAといまして、これはJICA出身の方を県は直接雇用されているということを知りましたので、JICA出身者枠というのを設けて、そうした方を募集したこともありました。

その都度都度、いろんな行政において必要とする人材というのはいろいろ多岐にわたるわけですけども、都度都度、毎年毎年募集の枠については事前に総務課と打ち合わせながら、どういう人を採用していこうかということを検討して進めているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

中途採用をする場合に民間経験、民間の事業者の経験があるもので、そのスキルを利用して、例えば測量であったり設計であったり、金融機関との折衝であったりと、こういった事業をやってもらおうと。こっちのほうが外部に委託するよりも、安く上がるというような発言でした。

ちなみに測量や設計がずっとあるような事業を上峰町はしているんですか。例えば金融と折衝がずっと必要な事業というのがずっとあっているんですか。

○町長（武廣勇平君）

これはお隣が——隣町が設計できる人を直接雇用されているということを知りまして、随分と町の持ち出しが少なくなるよというようなお話を聞いて必要だと思いましたし、現在、やはり町の中でも設計業務を建設課が担っているところはありますので、庁内部で設計するときに。

私も当時は中心市街地がどのような形で進んでいくかというイメージが、聞きかじりの部分で、測量や設計等も町としても視座、視点を持つ人が必要だということで雇用していたものでございます。

今後も設計については十分その能力を発揮していただけるものだと確信しておりますし、金融部門のPFIの部分については、そうした職員とともに創生室は本当にすごく勉強されていますので、最近、私もなかなか理解が追いつかないところもありますが、頼れる職員で今構成されているというふうに思っております。

ただ、まだまだ不足している分はあります。今後、子育て支援センターをやるにしても、看護師、あるいは臨床心理士、そうした資格をお持ちの方、あるいは社会福祉士、そうした方の採用は必要になってくるんじゃないかなと漠然とですが思っておりますし、今後こうした経験をお持ちの方を直接雇用しながら、町にそのノウハウを生かしていただきたいとは常々思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

隣町がそれを行っているから、いいよということで聞いたから当町でも行ったということでありましたけれども、新規の、いわゆる新卒採用でも有資格者は35歳まで採用ができるということで、私実際に中途採用が悪いとも思いません。ただ、原則的な話をします。やはり35歳まで有資格者が募集ができるなら、上峰町で、役場で経験をたくさん積めるような、できる限り若い年代で採用をしていくということが基本原則になろうかと思います。

ですから、今後、民間等経験者をももちろんこれは執行部の裁量ですから私がとやかく言える立場ではないというのは存じ上げておりますが、ぜひとも本当に上峰町に必要なかどうかというスキルの部分でおっしゃるならば、言われるならば、そこはしっかりと見極めて、上峰町の年代バランスや、そして一緒に働く職員の調和や士気がしっかりと取れるような、そ

ういう採用に努めていただきたいと心から願って、この質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、不登校及び不登校傾向にある児童等への施策について、質問要旨1番、適応指導教室の実施にあたり、どのようなプロセスで進めてきたか。児童や親御さんへの意見聴取が行われたか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんこんにちは。大川徹也議員の質問事項3、不登校及び不登校傾向にある児童等への施策について、質問要旨1に関してお答えします。

令和元年10月の上峰町総合教育会議において、上峰小・中学校の不登校の現状と課題について協議を行いました。その際、学校復帰を目指す適応指導を含め、発達障害や集団不適應など幅広く対応を行う子ども支援センターの設置要望が出されました。そこで現在、まずは適応指導教室の10月1日からの開設に向け、ふるさと学館2階の改修工事を行っているところ です。

令和2年2月には長崎県松浦市の適応指導教室を教育長、教育委員6名、教育委員会事務局職員2名で視察研修を行い、不登校児童・生徒に対する個別の学習指導や小集団での体験活動などにより集団生活に適應する力を育て、支援する指導内容等を学んできました。

7月から上峰小・中学校の不登校及び不登校傾向の児童・生徒の保護者の皆さんを対象に、管理職や担任の先生から個別に適応指導教室の説明や案内を行っています。

町教育委員会にも案内を御覧になった保護者の方が来られましたので、今現在の進捗状況、児童・生徒に寄り添った教室を目指している旨の説明をし、保護者の方から御意見をお伺いしました。まずは教室へ見学、体験に来ていただけるようお願いしたところ です。

以上で大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

教育委員会として研修に行かれたり、また教育委員会のほうに御訪問なされた御関心のある親御さんのほうから意見を聞かれたり、それはとてもよいことですし、ありがたいと思います。

それと1つ申し上げたいことが別にあります、スタンスがどうしても当町のスタンス、これは全体的に今言えることですが、自分たちから言っ てこない限りは検討しないというスタンスが顕著に現れています。教育委員会のほうもお声をかけてその方が来られたわけではなく、その方が自ら来られたのだと思います。

しかし、適応指導教室のことを存じ上げていらっしゃる保護者の方はどのくらいいらっしゃるかなと思います。社会福祉の方法でアウトリーチとかリーチアウトとかよく言われますけど、やはり自らそういった場所に来て、例えば教育委員会とかに来て意見を言ったり質

問したりとか、そういった方って正直まれだと思います。自分自身のことを考えてもそうだと思います。

ですから、私は児童や親御さんへのアプローチを、今、教育委員会が適応指導教室設置に当たってどのようなスタンスで持っておられるか、これを教えていただけますか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

不登校児童・生徒の保護者の方にこういったアプローチをしているのかという御質問だったかと思います。

私どもは先ほど申しあげましたように、学校にチラシ等、御案内等を配ったわけではなく、管理職及び担任の先生から個別に適応指導教室の御案内のチラシと申しますか、説明書のほうをお配り差しあげました。実際、御意見等あられる方の意見を聞くためにもありますので、御意見をお聞きしたという経緯はございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

行政の在り方についてですが、今の上峰町の全般的に見渡せる先方から言ってこないと検討しないというこのスタンスについては、非常に行政の在り方として問題があると考えています。行政はそんなものじゃないと思っています。このようなセンシティブな話に関しては、やはり懇切丁寧な配慮というのが児童やその親御さんに対して必要だろうと思います。

教育委員会のほうとして、今のスタンスを変えるつもりはありませんか、率直にお伺いします。

○教育長（野口敏雄君）

大川徹也議員の今の御質問、御質疑に対しまして考えを述べたいと思います。

上峰町全体だということを言われましたが、それも私はそういう認識は持っておりませんでしたし、特に教育委員会において、先ほど議員言われました先方から言ってこないとか、自ら訪ねて行ったりしないと動かないと行政サービスを受けられないんじゃないかと。特に先ほど事務局長が説明しました適応指導教室についてになりますと——ちょっと言葉を選びます、不適切な発言をしたくありませんので。考えも及ばないようなことを御指摘いただいたというふうに私は捉えました。

なぜならば、先ほども事務局長が言いましたが、この適応指導教室につきましては、対象が不登校、または不登校傾向のお子さん方が学校復帰を目指して集団適応であったり、あるいは遅れた学力を取り戻す努力をしたり、対人関係を学んでいくという体験活動をしたり、そういったことをしていくところでございます。

ニーズに応じていろいろと子の持つ要望は違うわけですが、それぞれの個別の御意見や御要望を尊重しながら進めていく必要がありますので、一斉にこういった教室が開かれますよということを周知するのではなくて、先ほども言いましたように、個別に対象となる

お子さん方をピックアップできますので、こちらから御説明をしてお誘いをしているところであります。

その中で10月1日からの開設に向けて、実際に10月になったら伺ってみますと言われていらっしゃる方が何名かいらっしゃる。そういう中に、自ら教育委員会にも訪ねてこられた方がいらっしゃるということですので、何も先ほど議員が御指摘になったような、先方から言ってこないと説明をしないんだとか、そういったことではないということはここで強調しておきたいというふうに思っております。

私どもはできるだけそういう方々の意を酌みながら、そしてこれもちょっと言葉があれですけれども、漏れがないように、いろんな方々に配慮しながら、学校と相談して、この方々にも説明をしておこう、この方々にも御案内をしておこう、そういったことでこれまで進めてきているところであります。

まだ時間がありますので、これで十分ではございません。ただ、こちらの受入れ能力もありますので、あまりたくさんに一遍に進めるということは今の時点ではしていませんが、実際に開所したときに、どれぐらいの対象児童になっているのかということも鑑みながら、また御案内を広げていくということもあり得るかというふうに思っています。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今、教育長が答弁くださった中で、既に該当する児童及びその保護者の方には連絡をして、意見聴取を行っているということで理解しましたが、間違いありませんか。

○教育長（野口敏雄君）

大川徹也議員の御質問にお答えしたいと思います。

間違いありませんかという御質問で、どう答えていいのかが分かりませんが、行ってきたことは事実でございます。当初の私どもがリストアップしたお子さん方と学校と相談をして、まずはこの子たちの保護者の方に御案内しましょうとか、それを何回か繰り返して広げてきたところであります。

○2番（大川徹也君）

今、児童及び保護者への面談を行っている。じゃ、何件ちなみに行っておられますか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

大川徹也議員の保護者から、何件相談があっているか、御意見があっているかという御質問だったと思います。

私ども、御意見をいただいている分は保護者の方から1件ございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今、申し上げたのは、その御意見を申された件数じゃなくて、教育委員会としてアプローチ

をされた、面談されて意見聴取を行った世帯数というか、その件数のことでございます。

○教育長（野口敏雄君）

こちらから学校と相談をして御案内をした御家庭、御説明をしたところにつきましては7月時点での不登校——年間30日以上欠席のあるお子さん、そして傾向のお子さんということで、週に何日かは学校に来ているというお子さん方、今、具体的な数字はちょっと手元に持っておりませんが、中学校では大体3名程度、小学校では2名程度でございました。その後、学校のほうからも、もう少し枠を広げて話をしてみたいということでもございましたので、その数に若干の一、二名の増加があったというところでございます。先ほど、事務局長が申しましたのは、それを受けて教育委員会のほうにもう少し詳しく説明をというふうに来られたところが1件ございますというところでございます。

○2番（大川徹也君）

このときに面談をされた中で、やはり初めてのこういうことで、とにかく話を聞くだけの御家庭もありましたでしょうし、それなり、自分なりに御意見、お考えをお持ちのところもあつたらうと思います。実際にやはり不登校及びそういう傾向がある子供を持っていらっしゃる、そういう子供と一緒に生活をしている家庭というのは、ある意味、本人のことをよく分かっています。もちろん、その他の子供のことはよく分かりません。もちろんそれは専門家の意見も貴重な助言になることもあるでしょうけれども、やはり当事者の声というのは、まず何よりも大きいものだと、大事なものだ、実際の施策の中でこの内容の充実度という意味で参考にすべき言葉じゃなかろうかと私どもは考えますが、そういった意見がある場合に、教育委員会としては、今回のセンター、適応指導教室の運営に関して参考にされたり受け入れたりするとか、そういうスタンスというのはあられるのでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

当事者の声をどのように反映させるかという御質問だったと思います。質問要旨2に関してお答えさせていただきます。

大川徹也議員の質問事項3、不登校及び不登校傾向にある児童等への施策について、質問要旨2に関してお答えいたします。

子ども支援センター適応指導教室は不登校児童・生徒の個々に応じた状況を十分踏まえた上で、社会的自立に向けた支援、学校復帰に向けた支援、対応ができるよう児童・生徒及び保護者と寄り添いながらサポートしていくことを目指しています。

相談、支援等に従事する相談員により、不登校児童・生徒への個別的な指導及び支援、不登校児童・生徒及び保護者と教育相談を行う指導体制を整えています。御来館いただき、相談等を行っていきたいと考えております。

以上で大川徹也議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

ちょっと待ってください。大川徹也議員、先ほど、これは2番までの質問になっておりますから、今、中島教育委員会事務局長が答弁しましたけれども、それでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育長（野口敏雄君）

ただいまの事務局長の答弁に補足をさせてください。

当事者のニーズといたしますか、要望、当然大事なことだと思えます。特に子供たちの実態であるとか、いろんな教育指導に対するニーズは多様化しておりますので、それを尊重しながら、いかに実際の指導に反映させていくのか、あるいは教育環境に反映させていくのか、議論は前提問題だと思えます。

ただ、いろいろな施策をする場合、あるいは体制をつくる場合に、個々のそういったものを全部クリアするという、反映させるということはかなり難しいです。ですから、表現は悪いんですが、最大公約数的な共通の部分を見出して、それを反映させていく、そして実際に出来上がって運用をしていく中で、個々の御要望とかを取り入れながら、反映させながら汎用化していくといたしますか、そういったところが必要だろうと思えます。

ですから、先ほど事務局長言いましたように、そういうスタンスを持っている。一応体制を整えて10月1日からスタートしますが、個別のいろんなニーズに応じては、またスタッフの関わり方であるとか、システムを変えていくという、そういう柔軟性を持った取組が必要だろうと思っています。

そうでないと、最初から当事者の声を全部反映させますと、そういうことになると、例えばアンケートを取ったりとか、個別の意見を取ってやっていくとかいうようなことになっていきますと、なかなか一歩先に行く施策というのは難しいんじゃないかというふうに捉えているところです。

ですから、今回の場合も、一番子供たちの様子を指導上把握している学校の関係者、管理職であったり、担任の先生であったり、教育相談の先生、養護の先生の御意見を集約して、今の上峰小・中学校における不登校、あるいは不登校傾向のお子さん方の状況についてを把握して御意見を述べてもらっています。

それから、今回の上峰町における適応指導教室の開設に向けましては県の教育委員会にも御支援を依頼していますので、県の教育センター、県の教育委員会の生徒指導支援室、あるいは東部教育事務所からも指導主事とか不登校対策コーディネーターと言われる人たちにも来ていただいて、実際に協議をしながら、どういった施設設備、あるいは教育環境、体制が好ましいのかということをお助けいただきながら整えてまいりました。今はある程度整えたものを御説明しながら、10月からどうですかと。その御意見の中で出てきた中では今回新しく準備をした場所に来れない子も最初はいるかもしれない。であれば、家庭訪問というそういう指導の在り方、支援の在り方も一部に組み込みながらやっていきたいと思いますということで、

今、意思統一をしているところでございます。

そういう我々からしてみれば、できるだけ、これでもかこれでもかという手だてを取りながら、学校に行けない子供たち、行かない子供たちの居場所づくりといたしますか、そういったところを実現していきたいと思っておるところでございます。

○2番（大川徹也君）

今、教育長が答弁くださった内容については私も賛同の立場です。何も大きな問題は感じられませんし、ぜひとも今おっしゃったように実行していただくことを心から期待しています。そして、やはり何よりも誰のための施策かということを私が申し上げるまでもないと思いますけれども、誰のための施策かということをぜひ中心に置いて、運営に当たっていただきたい。僭越ながらお願いします。

それでは、これもちまして私の質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さんでした。

午後5時31分 散会